

第2次

佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成30（2018）年3月

佐 野 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の基本事項.....	2
(1) 対象地域.....	2
(2) 対象とする廃棄物.....	2
(3) 計画の位置付け.....	3
(4) 計画期間.....	4

第2章 ごみ処理等の現状と課題

1. ごみ処理の現状.....	5
(1) ごみ処理のフロー.....	5
(2) 分別区分、収集・運搬体制.....	7
(3) ごみ処理施設.....	9
(4) ごみの排出状況.....	10
(5) ごみ質の状況.....	14
(6) ごみ処理の状況.....	15
(7) 最終処分の状況.....	21
(8) ごみ処理費用.....	23
(9) 温室効果ガス排出量.....	23
(10) 3Rの取組状況.....	24
(11) 不法投棄の回収量.....	29
2. 前計画の目標達成状況とごみ処理の課題.....	30
(1) 目標達成状況.....	30
(2) ごみ処理の課題.....	30

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理基本計画体系.....	33
(1) 基本理念の考え方.....	34
(2) ごみ処理の基本原則の考え方.....	34
(3) 市民・事業者・行政の役割.....	36
2. ごみ処理基本計画の目標値.....	37
3. 施策.....	40
(1) 施策の体系.....	40
(2) 施策の内容.....	41

4. 計画の推進.....	48
（1）総合計画、環境基本計画との整合.....	48
（2）計画の周知.....	48
（3）実施計画等の策定.....	48
（4）計画の進行管理.....	48

資料編

1. 市の概要.....	49
（1）位置・地勢・気候.....	49
（2）交通.....	50
（3）土地利用状況.....	51
（4）人口及び世帯数.....	52
（5）産業.....	53
2. 関連法令.....	55

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

20世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに豊かで快適な生活をもたらしましたが、一方では、大量の廃棄物の発生、資源の枯渇、地球温暖化など、様々な地球規模での環境問題を引き起こしました。

国においては、このような現状を踏まえ、循環型社会形成推進基本法を制定し、その後、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、グリーン購入法等の各種リサイクル法の整備を行い、循環型社会の構築を進めてきました。

栃木県においては、廃棄物の排出量を減らすことを基本として、排出された廃棄物を処理する際には、できるだけリサイクルに努め、リサイクルできない場合には最終処分するとともに、廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成するための施策を、平成28（2016）年度を始期とする5年間の栃木県廃棄物処理計画として策定し、県民や事業者などの各主体別に取り組むべき役割を定め、廃棄物の削減やリサイクルの推進に取り組んでいます。

本市では、ごみの発生抑制及び適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成20（2008）年3月に、平成20（2008）年度から29（2017）年度までの10年間を計画期間とする、「佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。その後、中間年度に当たる平成25（2013）年度において計画内容を見直しました。同計画では、3Rの推進、省エネルギーや資源の有効活用による持続可能な循環型社会の構築を推進するため、市民、事業者、行政が協働して推進するものとし、それぞれの主体が実施すべき取り組みを定めました。

今回、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの実績をふまえ、改めて「第2次佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものです。

2. 計画の基本事項

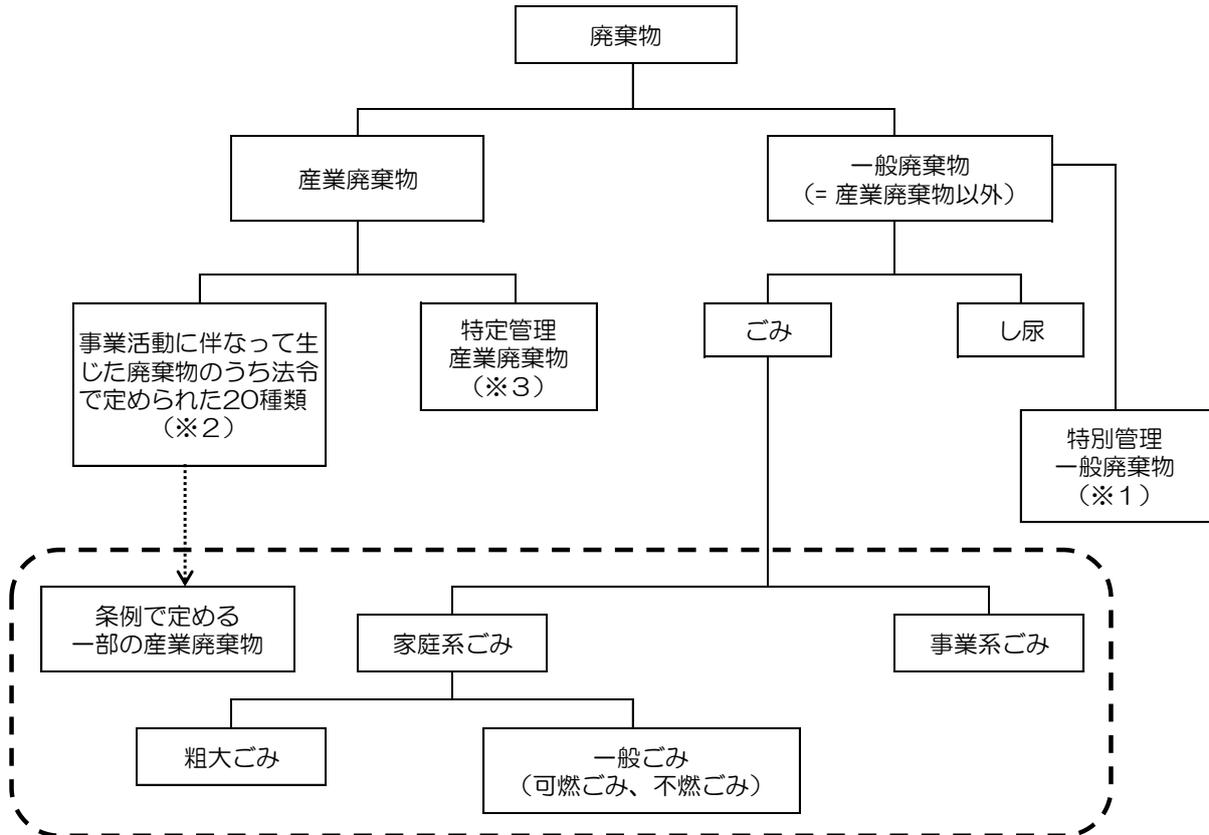
(1) 対象地域

本計画において対象とする地域は、佐野市全域とします。

(2) 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って発生する「事業系ごみ（一般廃棄物）」及び条例で定める一部の産業廃棄物です。

図 1-1 廃棄物の分類



※1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

 本計画の対象廃棄物

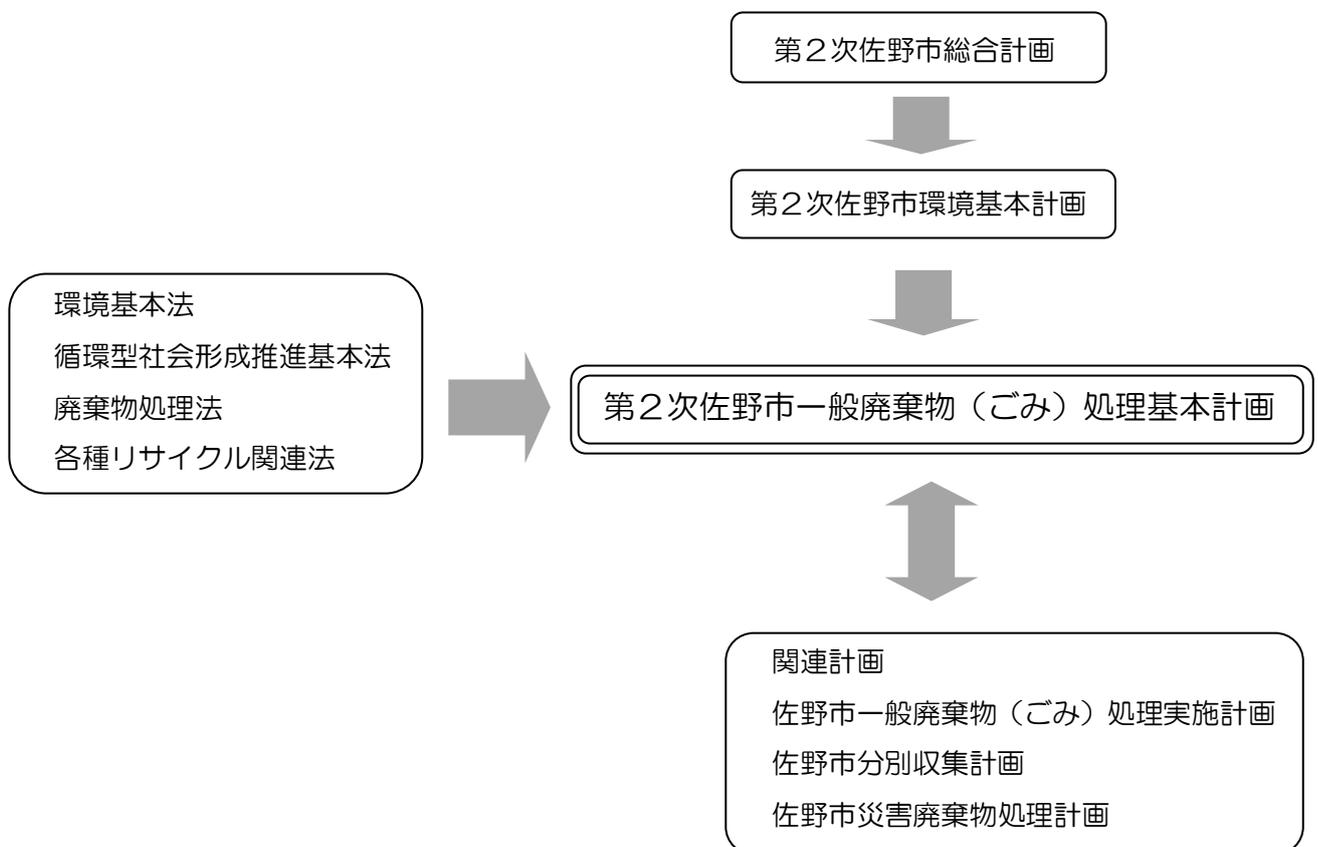
注：本計画では、直営及び委託業者によって収集された収集ごみと市民によりごみ処理施設に直接搬入されたごみを「家庭系ごみ」とし、収集運搬許可業者及び事業者によりごみ処理施設に搬入されたごみを「事業系ごみ」とします。

(3) 計画の位置付け

国においては、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25（2013）年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を策定、平成 27（2015）年には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を定め、平成 28（2016）年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。また、栃木県においては、平成 28（2016）年に「栃木県廃棄物処理計画」を策定しています。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき、市域における一般廃棄物のうち、ごみの処理に関する施策の基本的方向性を定めます。また、本市の最上位計画である「第 2 次佐野市総合計画」の基本目標“美しい自然、環境と調和するまちづくり”、政策“環境にやさしいまちづくり”を具体化するための分野別計画であるとともに、環境政策全般の指針となる「第 2 次佐野市環境基本計画」における将来像の実現に向け、3R・サーマルリサイクル及び適正処分に関する事項について定めるものであり、本市の具体的なごみの処理に関する最上位計画となります。本計画の基本理念に基づき佐野市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画、佐野市分別収集計画、佐野市災害廃棄物処理計画が定められます。

図 1-2 計画の位置付け



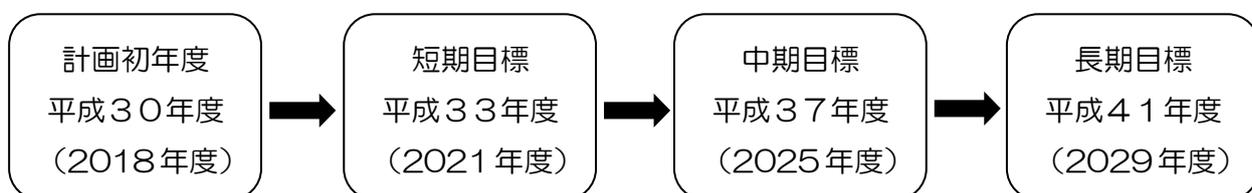
(4) 計画期間

本計画の計画期間は、本計画を長期的視点に立って策定すること、そして、上位計画である第2次佐野市総合計画、第2次佐野市環境基本計画との整合を図るため、平成30（2018）年度から平成41（2029）年度の12年間とします。

本計画は、平成33（2021）年度に短期目標を、平成37（2025）年度に中期目標を設定し、4年ごとに見直しを行い、また制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合にも、必要な見直しを行います。

計画の目標年度

平成41（2029）年度（12年間）



第2章 ごみ処理等の現状と課題

1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理のフロー

本市のごみ処理・処分方法を表 2-1 に、処理フローを図 2-1 に示します。

佐野地区で発生したごみについてはみかもクリーンセンターで、田沼地区、葛生地区で発生したごみについては葛生清掃センターで処理を行っています。燃えるごみは焼却処理し、資源ごみ、燃えないごみ、有害ごみ、粗大ごみは再生処理を行っています。なお、再生処理が困難なものについては最終処分（埋立）を行っています。

このほか、資源物は各種市民団体により集団回収が行われており、また、生ごみは生ごみ処理機器を使うなどにより、市民自らの手により処理されています。スーパーマーケット等においては、店頭でのペットボトルやトレイ等の回収が行われています。

表 2-1 処理、処分及びリサイクルの方法

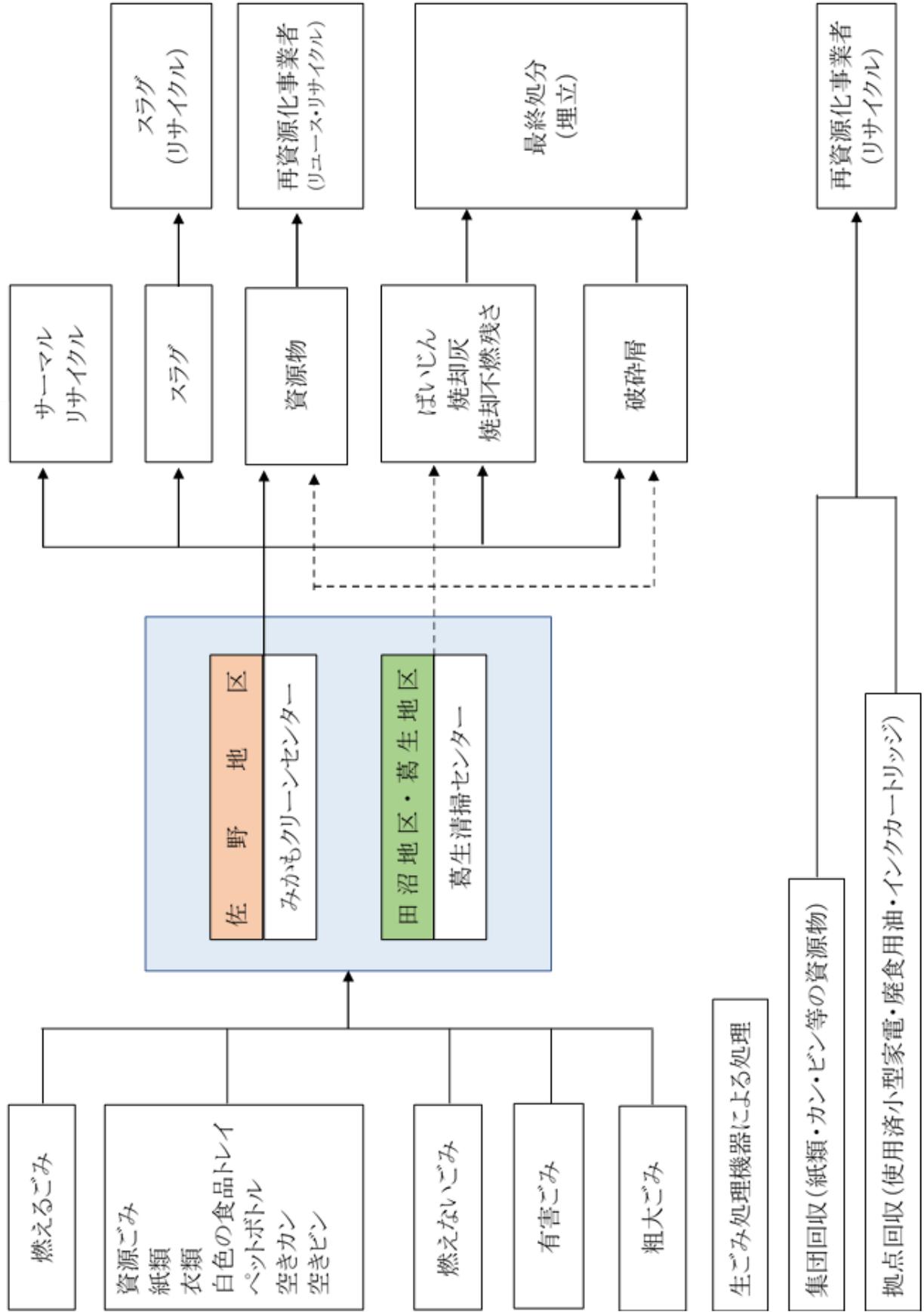
市による処理

区分		処理、処分及びリサイクルの方法
燃えるごみ	みかもクリーンセンター	焼却処理しています。焼却灰は、スラグ化しリサイクルを図っています。焼却処理時に発生した熱エネルギーを回収し、発電及び高温水の供給に利用しています。焼却残さ及び薬剤等により安定化処理されたばいじんは、民間の最終処分場で適正に処分しています。
	葛生清掃センター	焼却処理しています。焼却灰、焼却残さ及び薬剤等により安定化処理されたばいじんは、民間の最終処分場で適正に処分しています。
資源ごみ	紙類	一時保管し、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
	衣類	一時保管し、再資源化事業者に引き渡しリユースを図っています。
	白色の食品トレイ	一時保管し、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
	ペットボトル	圧縮梱包処理を行い、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
	空きカン	鉄・アルミ選別処理、圧縮処理を行い、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
	空きビン	白、茶、その他の色に選別し、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
燃えないごみ		資源物を選別後、破碎処理を行い、破碎屑は民間の最終処分場で適正に処分しています。
有害ごみ		施設内に一時保管し、電池類を選別した後、リサイクルを図っています。リサイクルが図れないものは適正な処分を行っています。
粗大ごみ		資源物を選別後、破碎処理を行い、破碎屑は民間の最終処分場で適正に処分しています。再生可能な家具、自転車等は修繕を行い、市民へ提供します。

市民による処理

区分	内容
資源物の集団回収	町会やPTA、育成会等の学校関連団体などが、紙類やアルミ缶などの資源物を回収し、再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。
生ごみの自家処理	生ごみ処理機器や生ごみ消滅器キエーロを使用して、市民自ら生ごみを処理し、リデュースを行っています。

図2-1 佐野市 ゴミ処理フロー(現状)



(2) 分別区分、収集・運搬体制

○分別区分・収集頻度

本市では、燃えるごみ、資源ごみ（紙類）、資源ごみ（紙類以外）、燃えないごみ、有害ごみ、粗大ごみの6種13分類に分別し、家庭系のごみはステーション方式及び戸別で収集しています。

分別区分と収集頻度を表2-2に示します。

表2-2 ごみの分別区分と収集頻度

分別区分		収集方法	まとめ方	収集頻度
①燃えるごみ		ステーション方式	透明・半透明のポリ袋	週2回
資源類	②紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ		ひもで縛る 紙袋に入れ縛るか口をとめる	2週に1回
	③新聞紙・新聞の折り込みチラシ		ひもで縛る	4週に1回
	④ダンボール		ひもで縛る	4週に1回
	⑤紙パック		ひもで縛る	4週に1回
ごみ	⑥衣類		指定袋（大・中・小）	2週に1回
	⑦白色の食品トレイ		指定袋（大・中・小）	4週に1回
	⑧ペットボトル		指定袋（大・中・小）	2週に1回
	⑨空きカン		指定袋（大・中・小）	4週に1回
	⑩空きビン		指定袋（中・小）	4週に1回
⑪燃えないごみ			指定袋（中・小）	4週に1回
⑫有害ごみ			指定袋（中・小）	4週に1回
⑬粗大ごみ			自己搬入・戸別収集	

本市は、佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第24条に基づき、一般廃棄物と併せて表2-3に示す産業廃棄物の処理を行っています。

表2-3 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	廃棄物の内容
佐野地区	繊維くず及び廃プラスチック類（合成繊維くずに限る。）
田沼地区 葛生地区	紙くず、木くず、繊維くず（化学繊維を除く。）及び建設廃材のうち可燃性の木材

○収集・運搬体制

本市では、家庭ごみのうち、ごみステーションに出されたものは市の直営又は委託業者により、ごみステーションに出せない粗大ごみは市の直営又は許可業者により、事業者のごみについては許可業者によりそれぞれ収集運搬し、みかもクリーンセンター又は葛生清掃センターへ搬入しています。なお、各処理施設では、自己搬入による受入れも行っています。

平成29（2017）年度の家庭ごみの収集運搬委託業者は4社、一般廃棄物収集運搬業許可業者は33社となっています。

また、高齢や障がいなどにより、ごみステーションまで家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、個別に訪問し、安否を確認しながら家庭ごみを収集する「ふれあい収集」を平成23（2011）年4月から実施しています。

家庭ごみの収集運搬の状況を表2-6に示します。

表2-6 家庭ごみ収集運搬の状況

分別区分		収集運搬方法		搬入先	
①燃えるごみ		直営 委託 自己搬入		みかもクリーンセンター （佐野地区） 葛生清掃センター （田沼地区、葛生地区）	
資源ごみ	紙類	②紙箱、雑誌・本類、その他の紙類、チラシ	委託 自己搬入		ふれあい収集
		③新聞紙・新聞の折り込みチラシ			
		④ダンボール			
		⑤紙パック			
	⑥衣類				
	⑦白色の食品トレイ				
	⑧ペットボトル				
	⑨空きカン				
	⑩空きビン				
	⑪燃えないごみ				
⑫有害ごみ					
⑬粗大ごみ		直営 許可業者搬入 自己搬入			

(3) ごみ処理施設

○焼却処理施設

焼却処理施設の概要を表 2-4 に示します。

表 2-4 ごみ焼却処理施設の概要

施設名称	みかもクリーンセンター	葛生清掃センター
所 管	佐野地区	田沼地区、葛生地区
所 在	町谷町 206-13	あくと町 3360
処理能力	128t/日 (64t/24h×2 炉)	79.5t/日 (39.75t/24h×2 炉)
処理方式	流動床式熱分解ガス化溶融炉	ストーカ式全連続燃焼式焼却炉
竣 工	平成 19 (2007) 年 3 月	平成 6 (1994) 年 4 月
備 考	発生した熱エネルギーを回収し発電及び余熱利用施設への高温水の供給を行っています。	—

○リサイクル施設

リサイクル施設の概要を表 2-5 に示します。

表 2-5 リサイクル施設の概要

施設名称	みかもクリーンセンター	葛生清掃センター
所 管	佐野地区	田沼地区、葛生地区
所 在	町谷町 206-13	あくと町 3360
処理能力	22.6 t/日 (1 日 5 時間運転)	11.5 t/日 (1 日 5 時間運転)
処理方式	破碎、選別、減容、貯留	破碎、選別、減容、貯留
竣 工	平成 18 (2006) 年 3 月	平成 6 (1994) 年 4 月 平成 12 (2000) 年 4 月 (ペットボトル処理棟)

(4) ごみの排出状況

○ごみの総排出量

本市の過去5年間におけるごみ総排出量の推移を図2-2に示します。ごみ排出量は、減少傾向で推移しています。平成24(2012)年度のごみ排出量41,686tと比較すると、平成28(2016)年度は39,485tと5.3%減少しています。

家庭系ごみは平成27(2015)年度に増加、事業系ごみは平成25(2013)年度に増加していますが、全体としてはいずれも減少傾向にあります。

平成27(2015)年度の全国平均値、栃木県平均値及び本市の生活系ごみと事業系ごみの割合を図2-3に示します。(以下、「全国平均値」及び「栃木県平均値」については、「全国」及び「栃木県」という。)生活系ごみ(家庭系ごみ+集団回収)は全国70%、栃木県74%、事業系ごみは全国30%、栃木県26%となっています。本市の平成27(2015)年度のごみ排出量割合は、生活系ごみが70%、事業系ごみが30%で、全国と同じであり、栃木県と比べると生活系ごみの割合がやや低くなっています。

また、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、図2-4に示すとおり減少傾向で推移しています。各年度の全国と栃木県の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、本市は低い値となっています。県内市町別の1人1日当たりのごみ排出量は、図2-5に示すように、市貝町が最も少なく、日光市が最も多くなっています。本市は、25市町中10番目に多い状況となっています。

図2-2 ごみ総排出量の推移

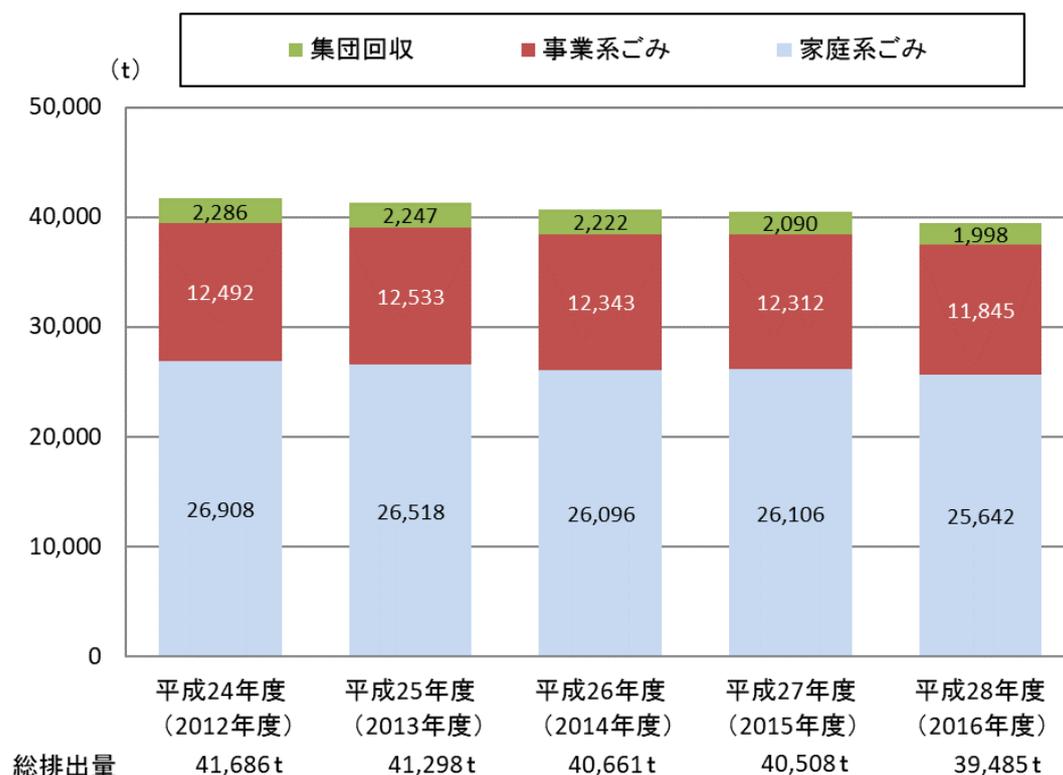
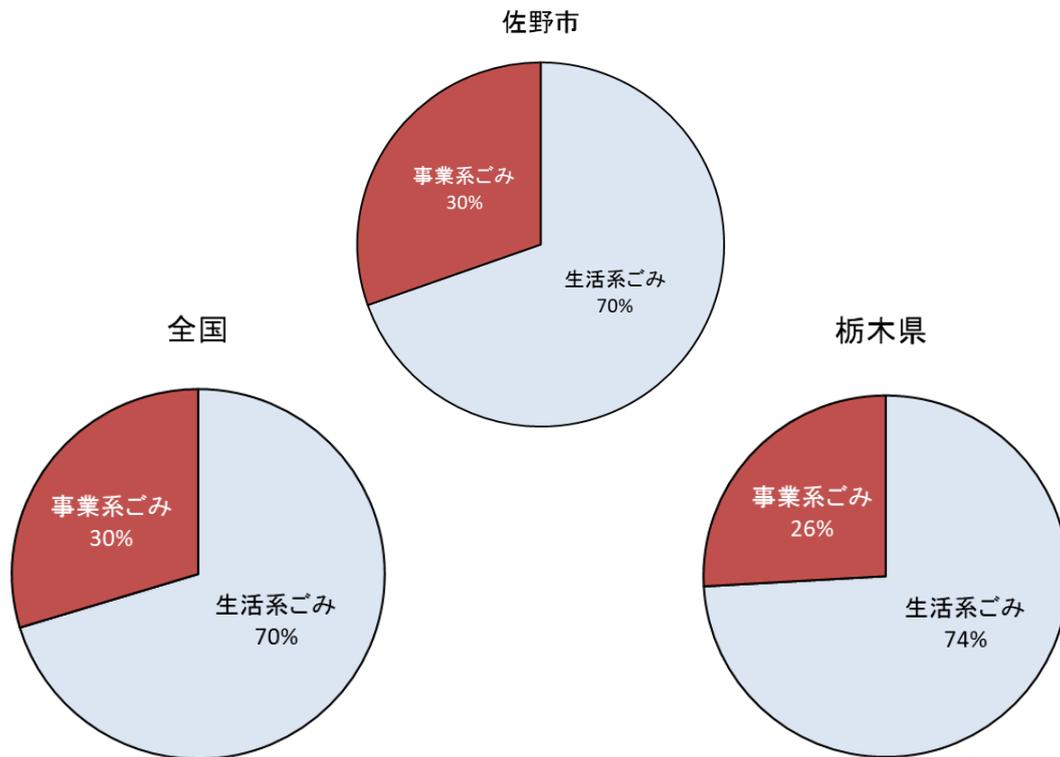
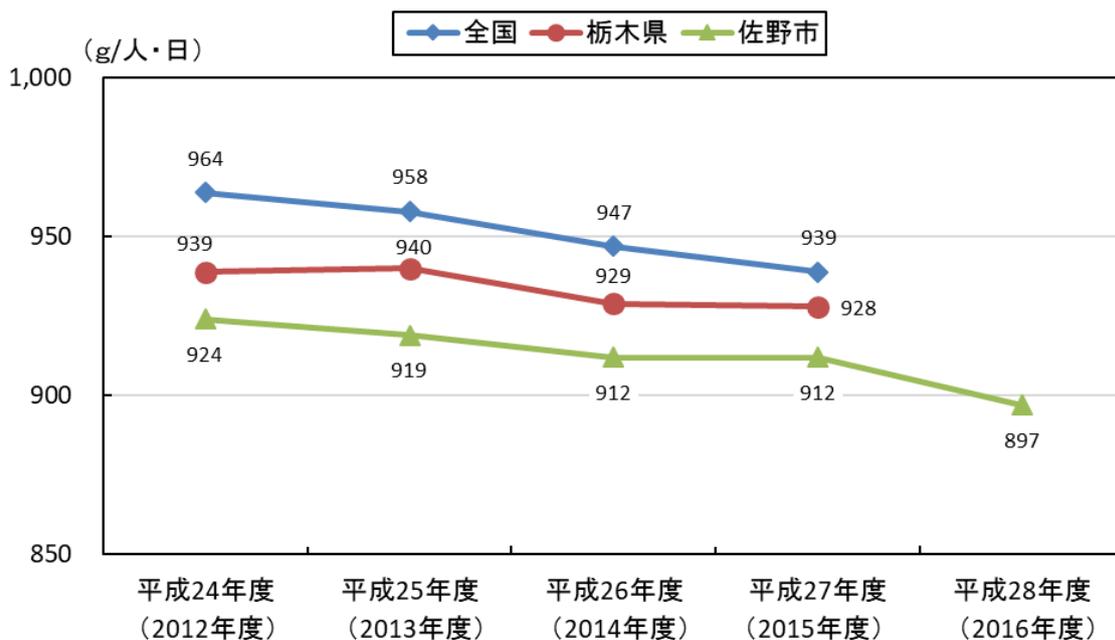


図 2-3 生活系ごみ（家庭系ごみ+集団回収）と事業系ごみの割合（平成 27（2015）年度）



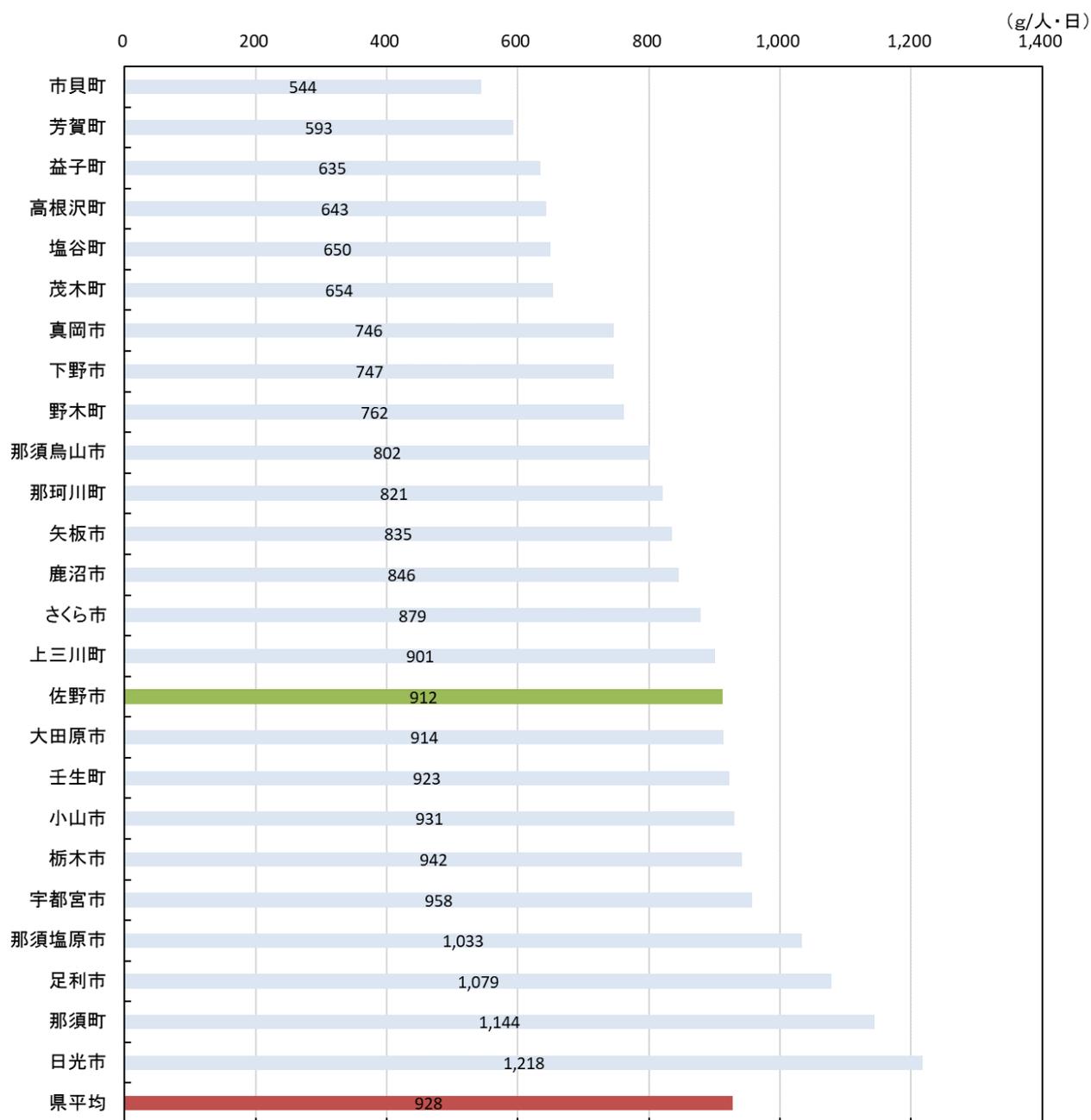
資料：日本の廃棄物処理（環境省） とちぎの廃棄物（栃木県）

図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移



資料：日本の廃棄物処理（環境省） とちぎの廃棄物（栃木県）

図 2-5 県内市町別 1 人 1 日当たりのごみ排出量



資料：とちぎの廃棄物 平成 27 (2015) 年度版 (栃木県)

※佐野市の値は他市受け入れ分を除く

○資源ごみ量

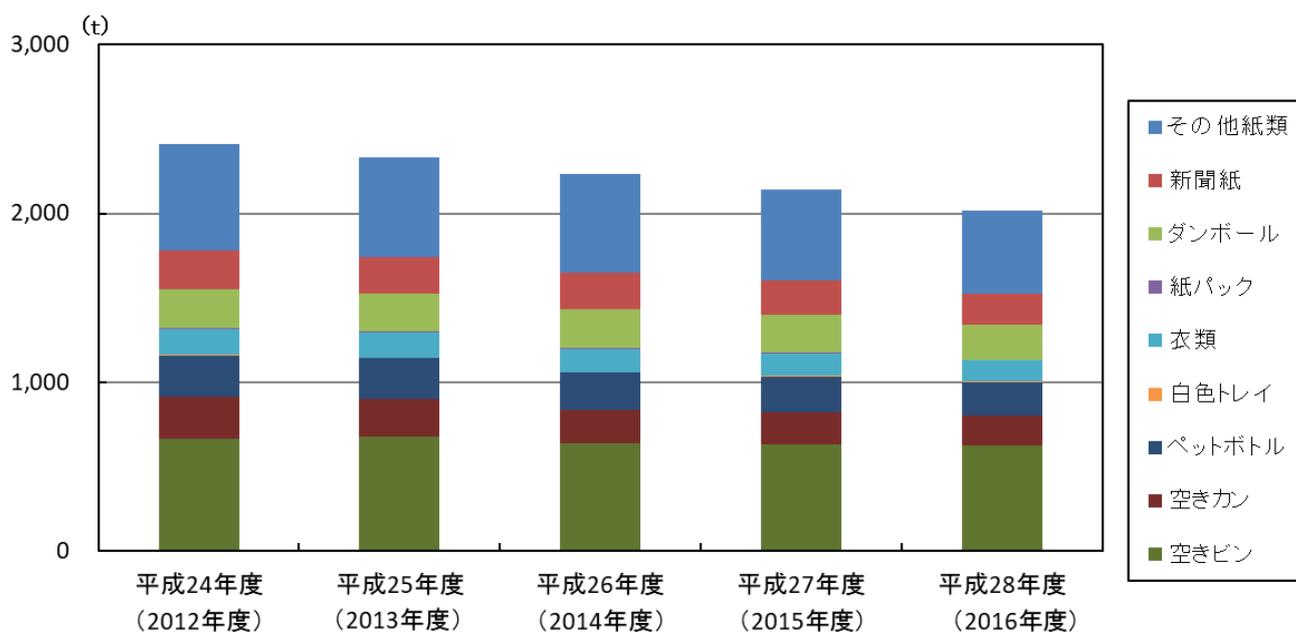
本市の過去5年間における収集・搬入による資源ごみ量の推移を表2-7及び図2-6に示します。資源ごみ量は、減少傾向で推移しています。

表2-7 資源ごみ量の推移

単位：t

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
その他の紙類	629.12	589.74	584.15	538.76	490.04
新聞紙	232.64	221.21	211.32	202.06	182.74
ダンボール	228.25	218.78	230.93	225.00	209.12
紙パック	8.41	7.80	6.67	5.48	4.78
衣類	150.07	149.58	136.42	132.9	125.94
白色トレイ	1.95	1.13	0.88	1.16	0.83
ペットボトル	247.36	247.59	224.71	213.37	201.89
空きカン	248.53	220.20	196.76	191.44	172.55
空きビン	663.08	677.29	638.03	630.20	627.41
合計	2,409.41	2,333.32	2,229.87	2,140.37	2,015.30

図2-6 資源ごみ量の推移



(5) ごみ質の状況

平成 28 (2016) 年度に実施した、燃えるごみのごみ質分析結果の平均を図 2-7 に示します。

みかもクリーンセンター (年 12 回調査) では、紙類が 49%を占めており、次いでビニール等になっています。ごみの三成分*1を見ると、水分が 46%、可燃分が 50%、灰分が 4%で水分の割合が高く、低位発熱量*2は、8,167kJ/kg となっています。

葛生清掃センター (年 4 回調査) では、紙類、布類が 43%を占めており、次いでビニール等になっています。ごみの三成分を見ると、水分が 47%、可燃分が 45%、灰分が 8%で水分の割合が高く、低位発熱量は、7,360kJ/kg となっています。

図 2-7 (1) 燃えるごみのごみ質：みかもクリーンセンター (平成 28 (2016) 年度)

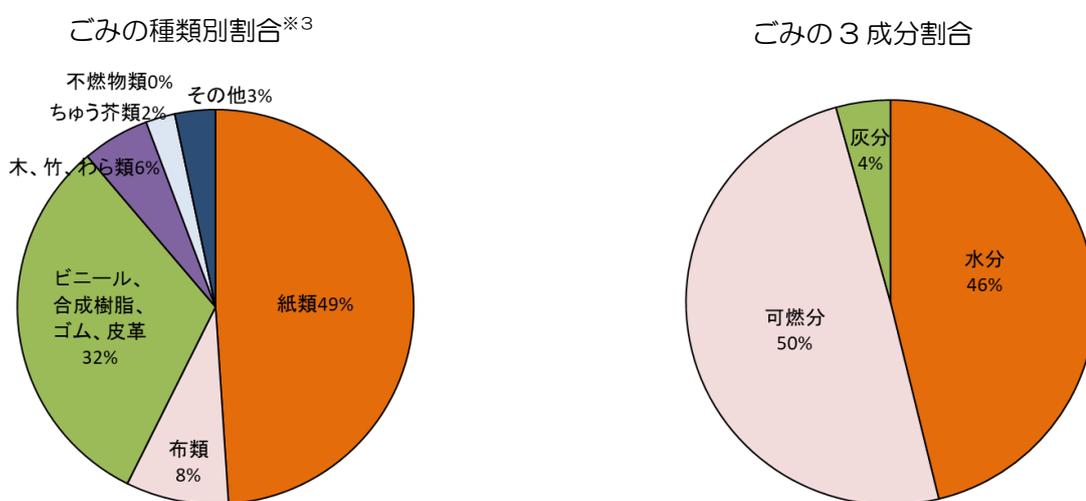
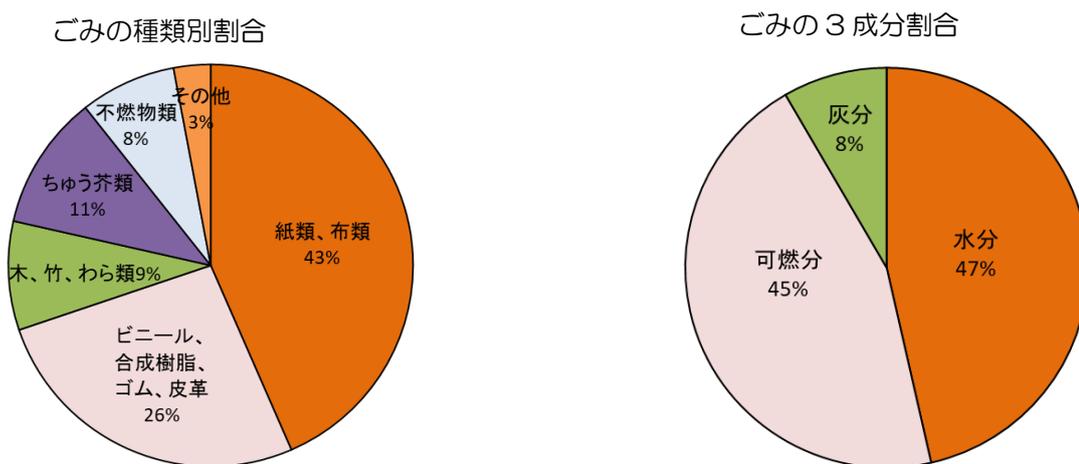


図 2-7 (2) 燃えるごみのごみ質：葛生清掃センター (平成 28 (2016) 年度)



* 1 ごみの種類、3 成分：「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 (1977) 年 11 月 4 日環整 95 号) により定められています。

* 2 低位発熱量：燃料中の水分が蒸気のままにいる場合の発熱量のことで真発熱量ともいいます。

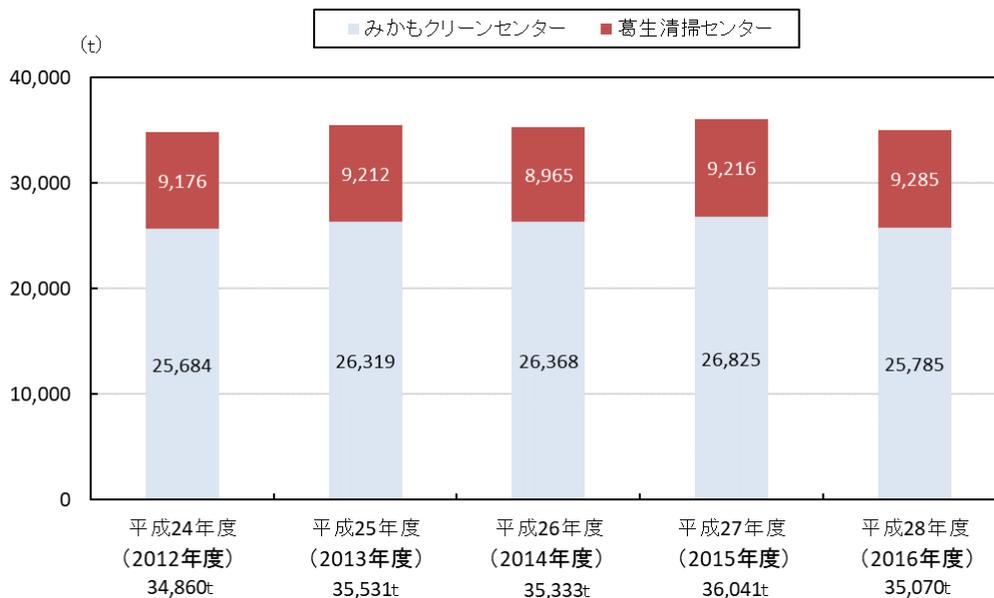
* 3 合併前の佐野市の区域では、繊維くずを市が処理する産業廃棄物に指定していることから、紙類と布類を分けて分析している。

(6) ごみ処理の状況

○焼却処理

燃えるごみ及び粗大ごみ等の処理により選別された可燃物を焼却処理しています。焼却処理量の推移を図 2-8 に示します。焼却処理量は、平成 24（2012）年度以降増加し、平成 28（2016）年度で減少しています。5 年間では横ばい状態となっています。

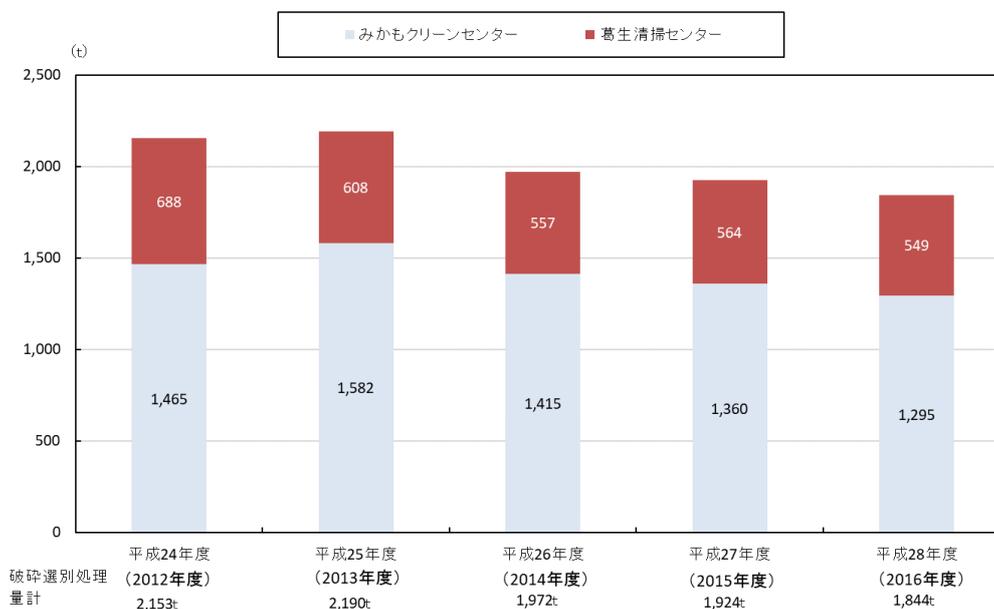
図 2-8 焼却処理量の推移



○破碎選別処理

燃えないごみ及び粗大ごみを破碎し、可燃、不燃、資源物（鉄・アルミ類）に選別処理を行っています。破碎選別処理量の推移を図 2-9 に示します。破碎選別処理量は、平成 25（2013）年度で増加していますが、その後減少傾向で推移しています。

図 2-9 破碎選別処理量の推移



○リサイクル処理

みかもクリーンセンター及び葛生清掃センターでは、空きカンは選別圧縮処理、空きビンは色選別処理、ペットボトルは圧縮梱包処理を行い、資源物は一時保管し再資源化事業者に引き渡しリサイクルを図っています。

リサイクル量の推移を表 2-8 及び図 2-10 に示します。

表 2-8 リサイクル量の推移

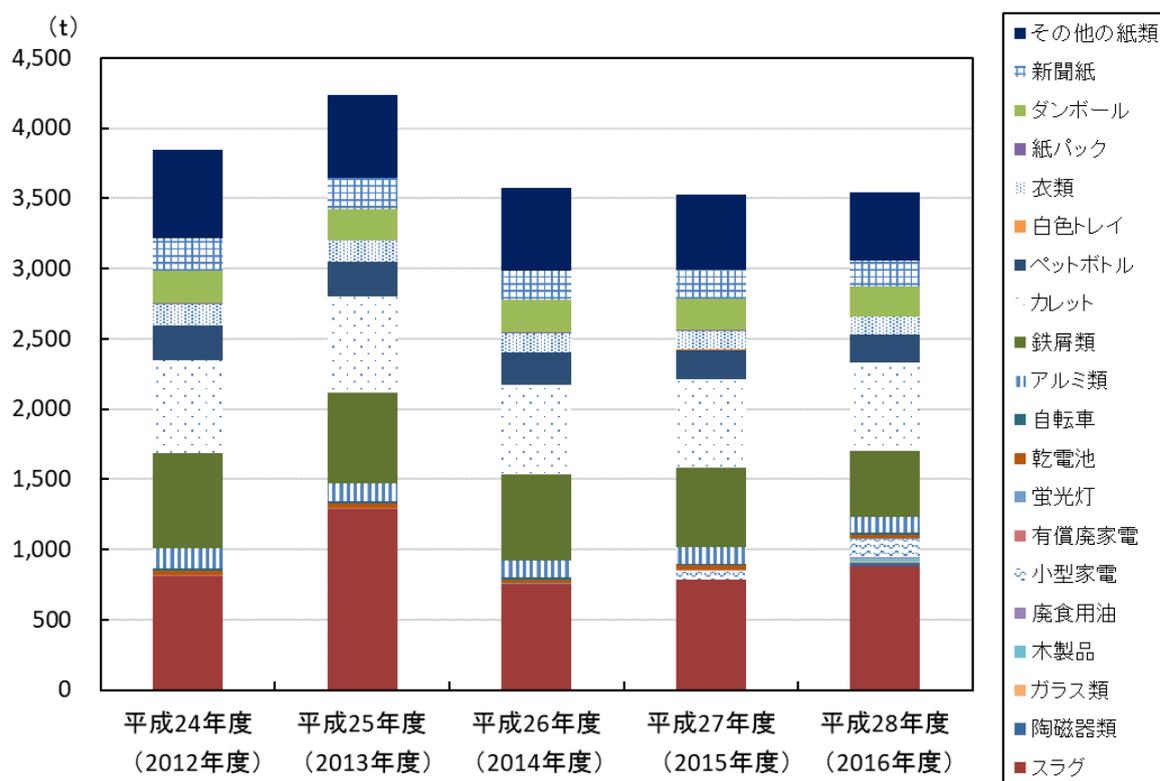
単位：t

	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
その他の紙類	629.12	589.74	584.15	538.76	490.04
新聞紙	232.64	221.21	211.32	202.06	182.74
ダンボール	228.25	218.78	230.93	225.00	209.12
紙パック	8.41	7.80	6.67	5.48	4.78
衣類	150.07	149.58	136.42	132.90	125.94
白色トレイ	1.95	1.13	0.88	1.16	0.83
ペットボトル	247.36	247.59	224.71	213.37	201.89
カレット ^{※1}	663.08	677.29	638.03	630.20	627.41
鉄くず類	676.62	652.05	614.54	563.31	470.66
アルミ類	138.98	125.83	119.82	117.49	108.30
自転車	14.76	17.36	13.83	10.79	16.70
乾電池	31.45	27.87	27.54	26.30	26.59
蛍光灯	5.36	5.06	5.29	4.53	4.51
有償廃家電	5.77	6.72	3.87	4.49	2.56
小型家電	0.00	0.00	0.00	67.01	129.53
廃食用油	0.00	0.00	0.00	1.38	1.39
木製品	0.00	0.00	0.00	0.00	24.37
ガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	12.82
陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	21.03
スラグ	810.45	1,285.71	753.20	784.11	882.49
合計	3,844.27	4,233.72	3,571.20	3,528.34	3,543.70

※集団回収分を除く

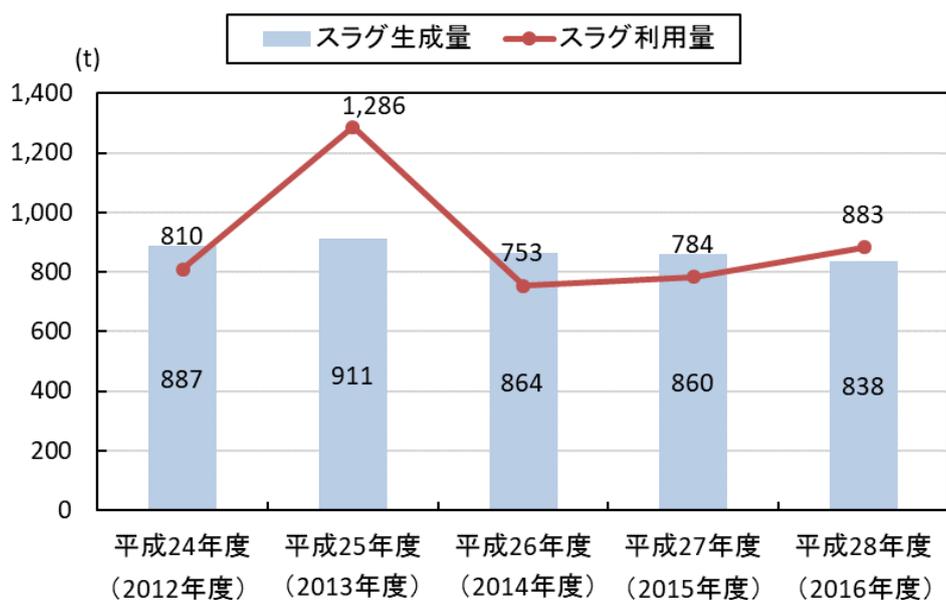
*1 カレット：ガラス製品をリサイクルする際に、いったん破碎した状態のガラスくずのことです。

図 2-10 リサイクル量の推移



みかもクリーンセンターの焼却灰は、スラグ化し道路用アスファルト骨材として、公共工事等で利用されています。スラグの生成量及び利用量を図 2-11 に示します。スラグの生成量は安定しており、スラグ利用量についても安定した利用が図られています。

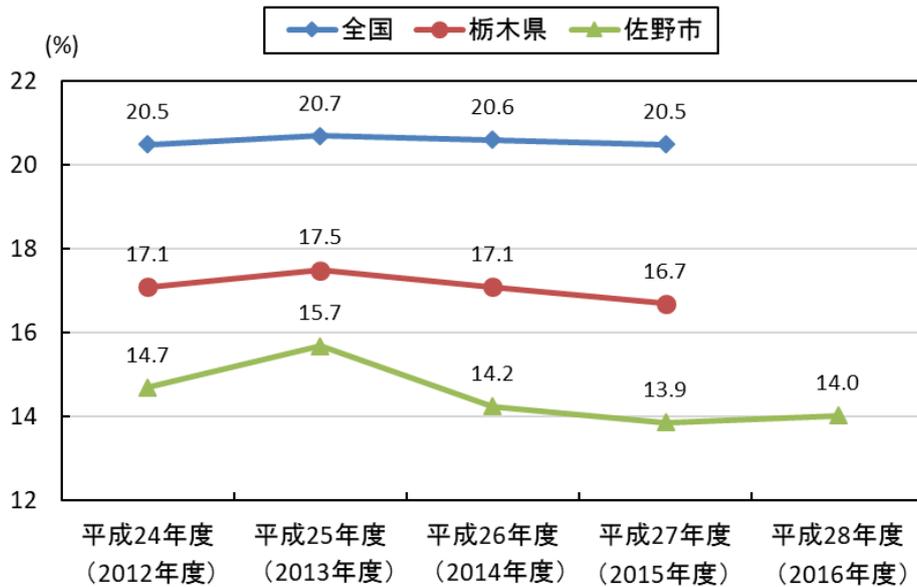
図 2-11 スラグ生成量及び利用量の推移



本市の過去5年間における再生利用率*1の推移を図2-12に示します。再生利用率は、平成25（2013）年度の15.7%が最も高く、その後14%前後で推移しています。

全国及び栃木県の再生利用率と比べて、本市はやや低い値となっています。県内市町別の再生利用率は、図2-13に示すように、茂木町が最も高く、那須烏山市が最も低くなっています。本市は、25市町中4番目に低い状況となっています。

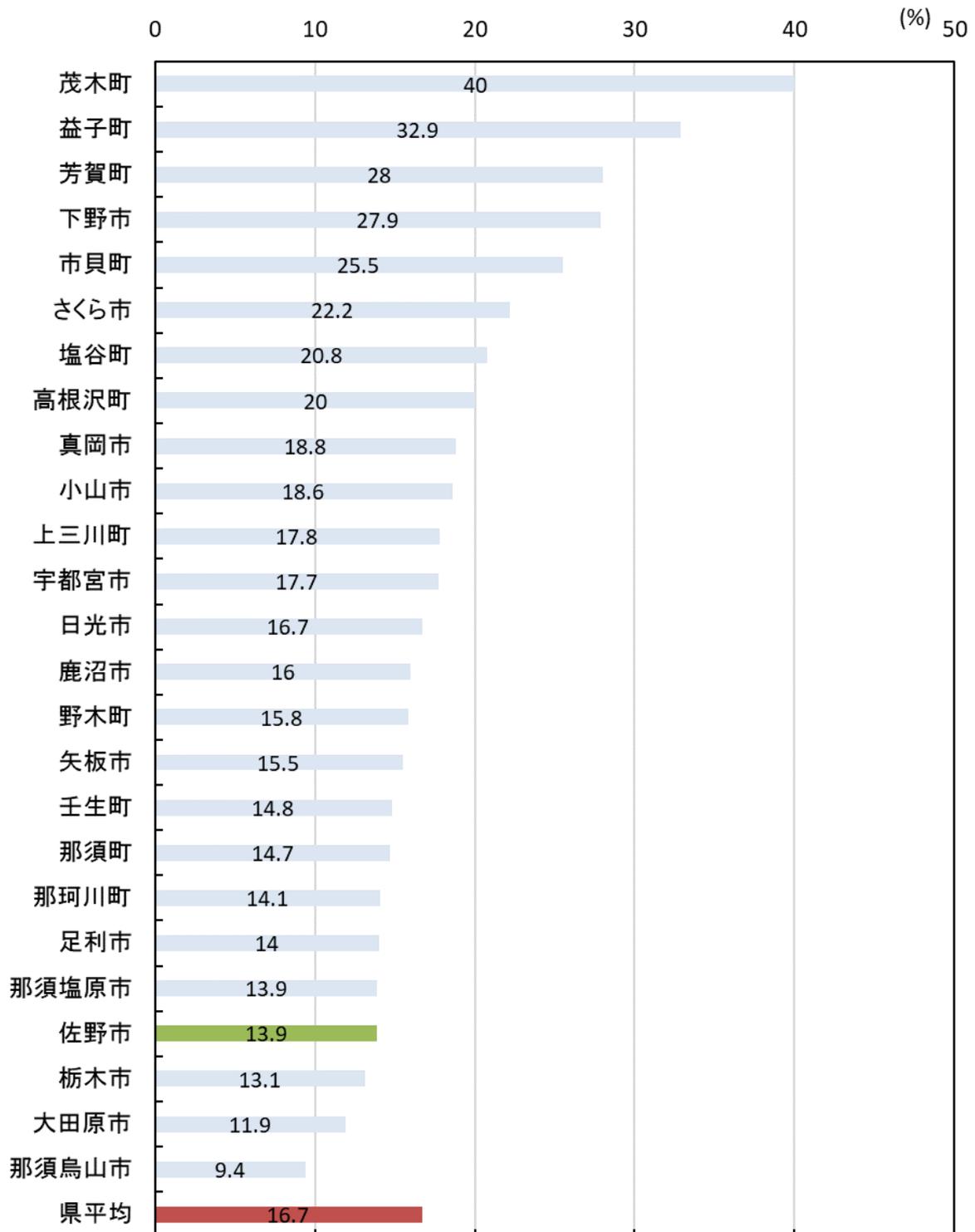
図2-12 再生利用率の推移



資料：日本の廃棄物処理（環境省） とちぎの廃棄物（栃木県）

*1 再生利用率：廃棄物の排出量のうち再生利用された量の割合。

図 2-13 県内市町別再生利用率

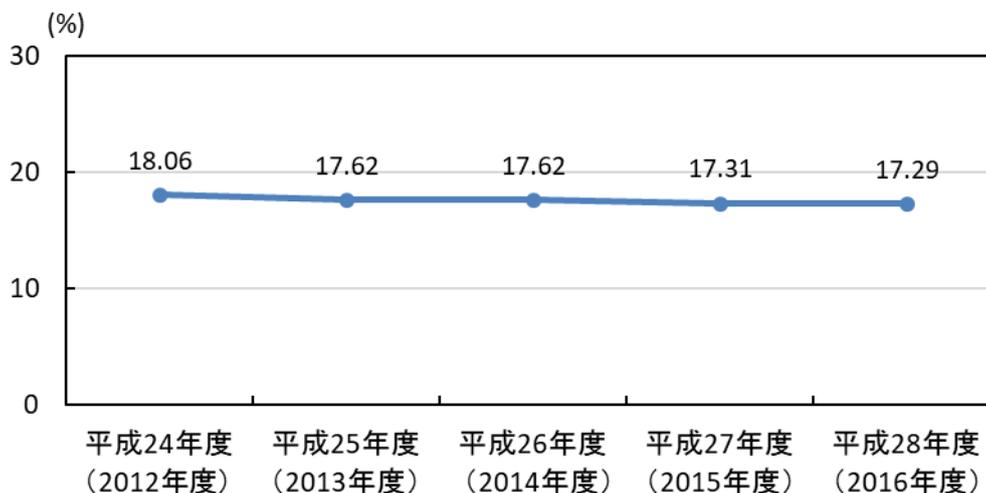


資料：とちぎの廃棄物 平成 27 (2015) 年度版 (栃木県)

※佐野市の値は他市受け入れ分を除く

みかもクリーンセンターでは、焼却により発生した熱を回収し発電や高温水供給などのサーマルリサイクルを行っています。その熱回収率^{*1}の推移を図 2-14 に示します。平成 28 (2016) 年度は、17.29%の熱回収が行われています、

図 2-14 熱回収率の推移



*1 熱回収率：ごみ焼却施設で発電した電力量を熱量換算したものと、場外余熱利用施設に供給した熱量の割合を、ごみ質分析結果に基づく投入ごみの熱量と、助燃剤である灯油の熱量の合計で割った数値である。

(7) 最終処分の状況

○最終処分量の推移

本市では、焼却処理や破碎処理等で発生したばいじん、焼却灰、焼却不燃残さや破碎屑等の処分を民間事業者へ委託しています。

本市の過去5年間における最終処分量の推移を図2-15に、最終処分率^{*1}の推移を図2-16に示します。最終処分量は減少傾向ですが、最終処分率は横ばいとなっています。栃木県の最終処分率と比べると低い値となっていますが、これは、みかもクリーンセンターの焼却灰を溶融しスラグ化しているため焼却灰の最終処分がないためです。県内市町別の最終処分率は、図2-17に示すように、壬生町が最も低く、栃木市が最も高くなっています。本市は、25市町中9番目に低い状況となっています。

図2-15 最終処分量の推移

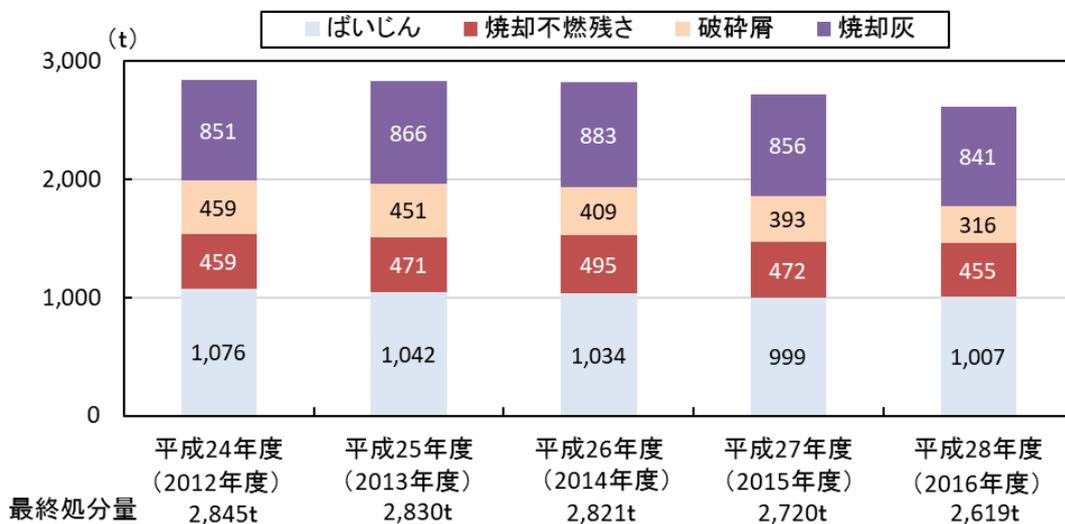
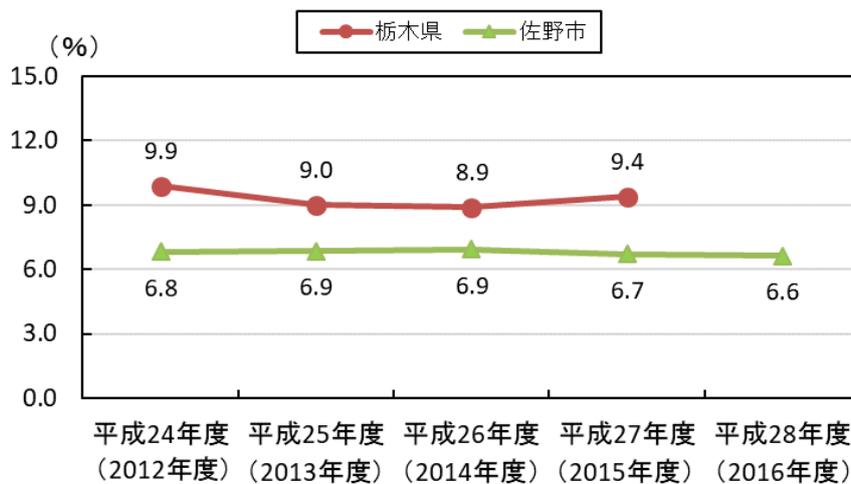


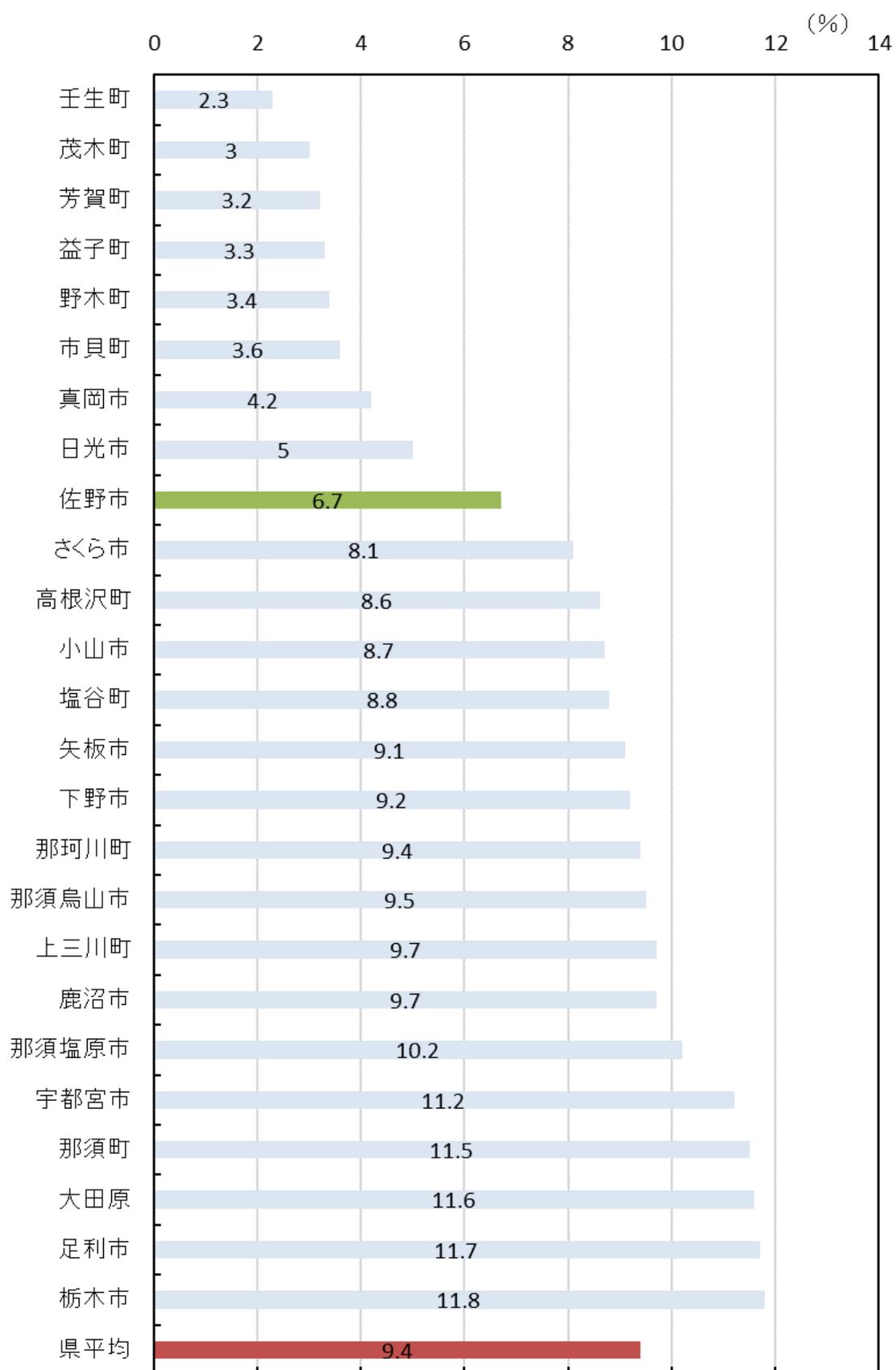
図2-16 最終処分率の推移



資料：とちぎの廃棄物（栃木県）

*1 最終処分率：ごみの総排出量に対する最終処分の割合のことです。

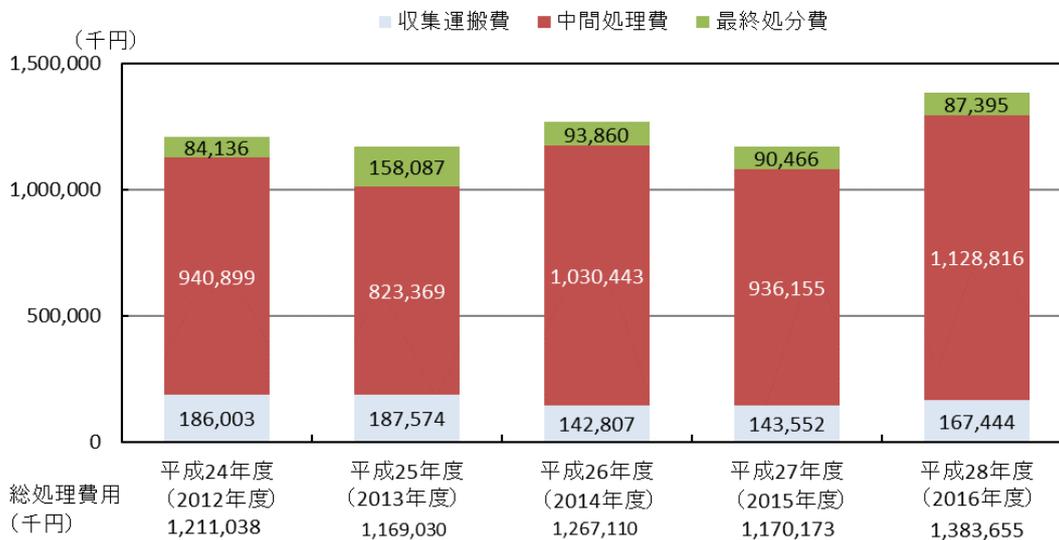
図 2-17 県内市町別最終処分率



(8) ごみ処理費用

ごみ処理費用の推移を図 2-18 に示します。平成 28 (2016) 年度で約 13 億 8 千万円、市民 1 人当たり約 11,500 円となっています。ごみ処理に係る費用は、増加傾向で推移しています。

図 2-18 ごみ処理費用の推移

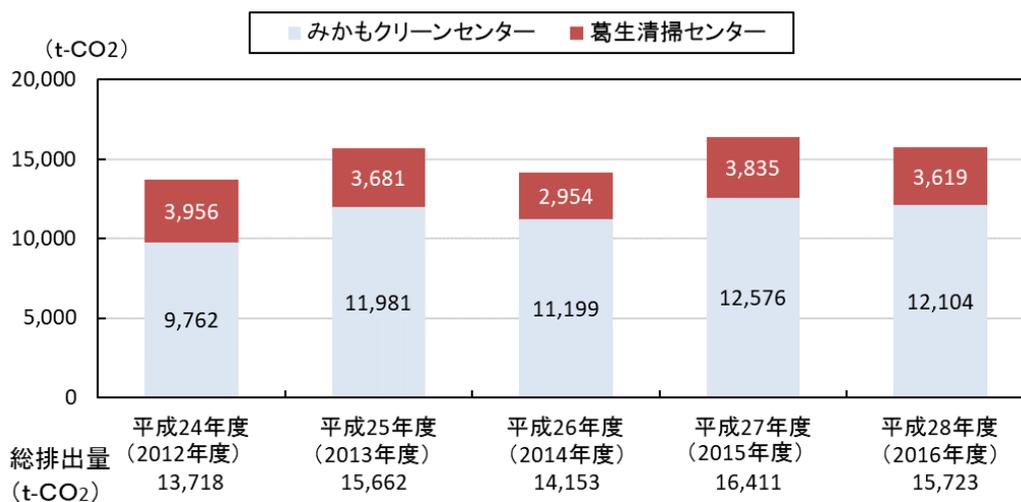


※ごみ処理に係る職員人件費は除く。

(9) 温室効果ガス排出量

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量*1の推移を図 2-19 に示します。温室効果ガス排出量は、焼却処理するごみに含まれるプラスチック等の量から求めます。温室効果ガス排出量は、毎年増減があるものの、やや増加傾向が見られます。

図 2-19 温室効果ガス排出量の推移



*1 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガス排出量 = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × (ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革の比率) × 2.77

(注) 2.77 は廃プラスチックの焼却に伴う排出係数

(10) 3Rの取組状況

○リデュース（発生抑制）の取組

●生ごみ処理機器購入に対する補助

生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。

生ごみ処理機器を利用することにより、1世帯あたり1年間でごみの排出量を約146kg削減することが見込めます。（※1世帯当たりの1日の生ごみ排出量約400gとして算出）

図 2-20 生ごみ処理機器補助件数の推移

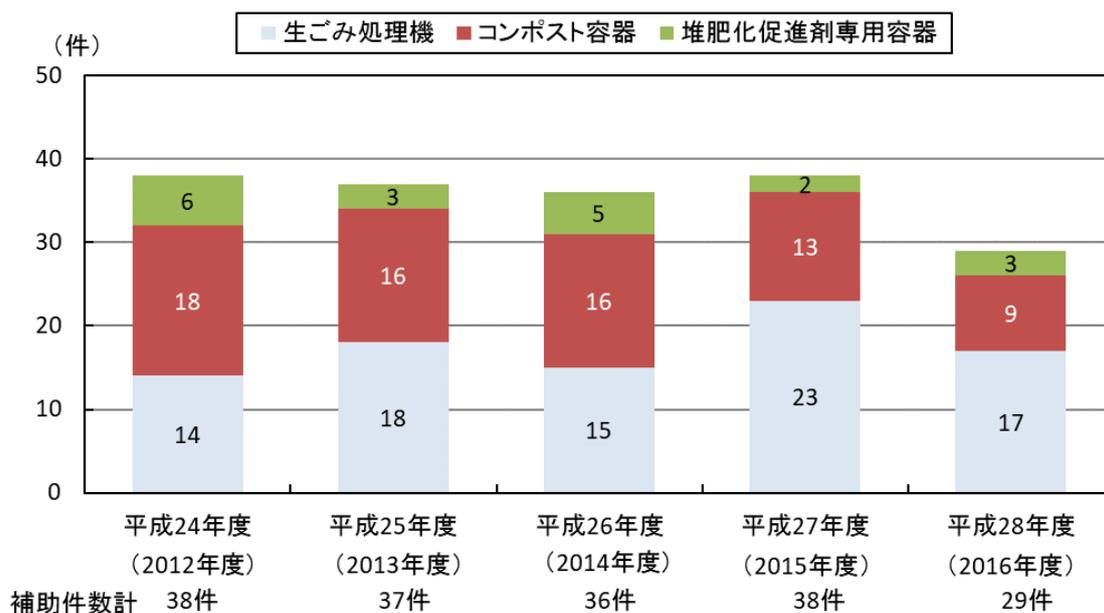


表 2-9 補助金の内容

機器の種類	補助の内容	
①生ごみ処理機	購入費の3分の1相当	1世帯につき1機まで (上限: 30,000円)
②コンポスト容器	購入費の2分の1相当	1世帯につき2器まで (上限: 1器あたり5,000円)
③堆肥化促進剤専用容器 (EM容器)		

●レジ袋削減・マイバッグ利用推進の取組

レジ袋の無料配布中止を中心として、市民・事業者・行政の3者で協働して取り組んでいます。現在、4店舗において無料配布中止が行われているほか、ポイントの付与やキャッシュバックによるレジ袋削減に取り組んでいる店舗もあります。

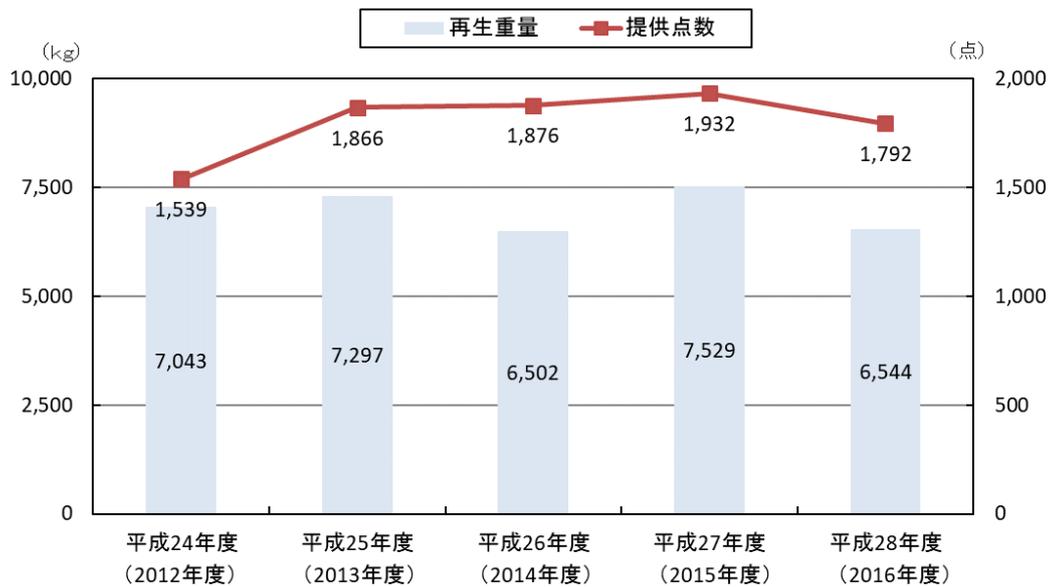
また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で連携を図りながら、レジ袋の削減をはじめとした3Rを推進する佐野市レジ袋削減・3R推進協議会が平成28(2016)年3月に設立されました。今後、協議会と連携したレジ袋の削減に取り組みます。

○リユース（再使用）の取組

●再生家具等の展示提供

みかもクリーンセンターでは、不用になった家具・自転車等の修理等を行い、再生品展示提供を年4回実施して、市民に提供しています。

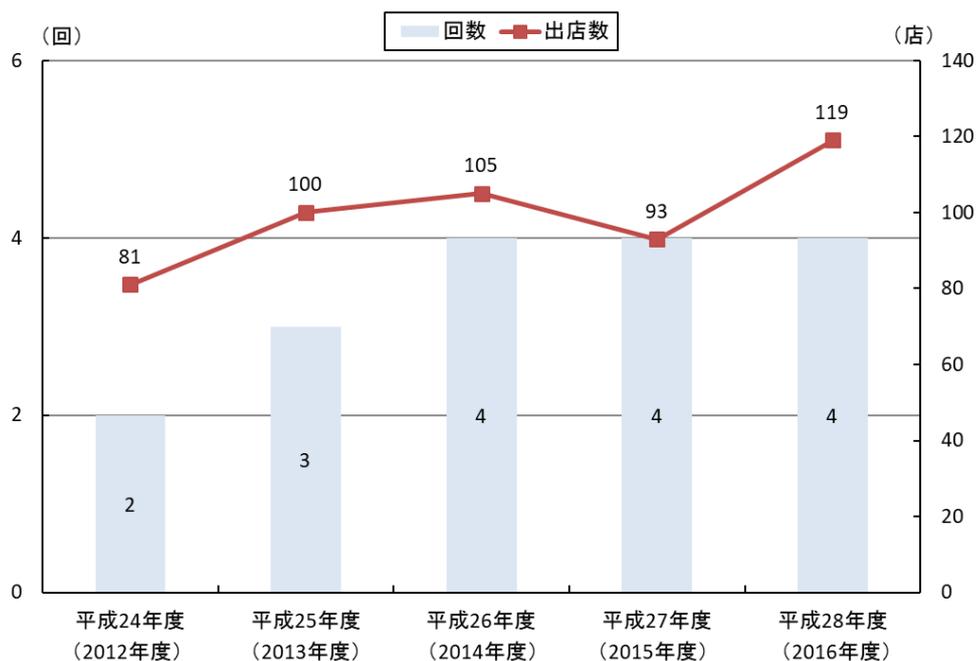
図 2-21 再生家具等の展示提供数の推移



●フリーマーケットの開催

不用になったものを捨てるのではなく、必要とする人に提供するため、みかもクリーンセンターを会場としてフリーマーケットを開催しています。出店数は、年々増加しています。

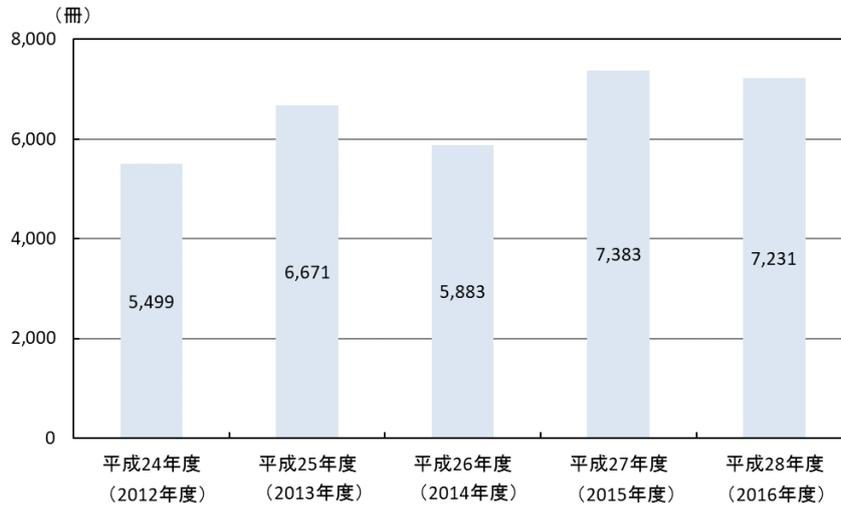
図 2-22 フリーマーケット開催数、出店数の推移



●エコ・ライブラリー

みかもクリーンセンターでは、不用になった本の寄贈を受け、必要な人に無償で提供しています。

図 2-23 エコ・ライブラリー寄贈・譲渡数の推移

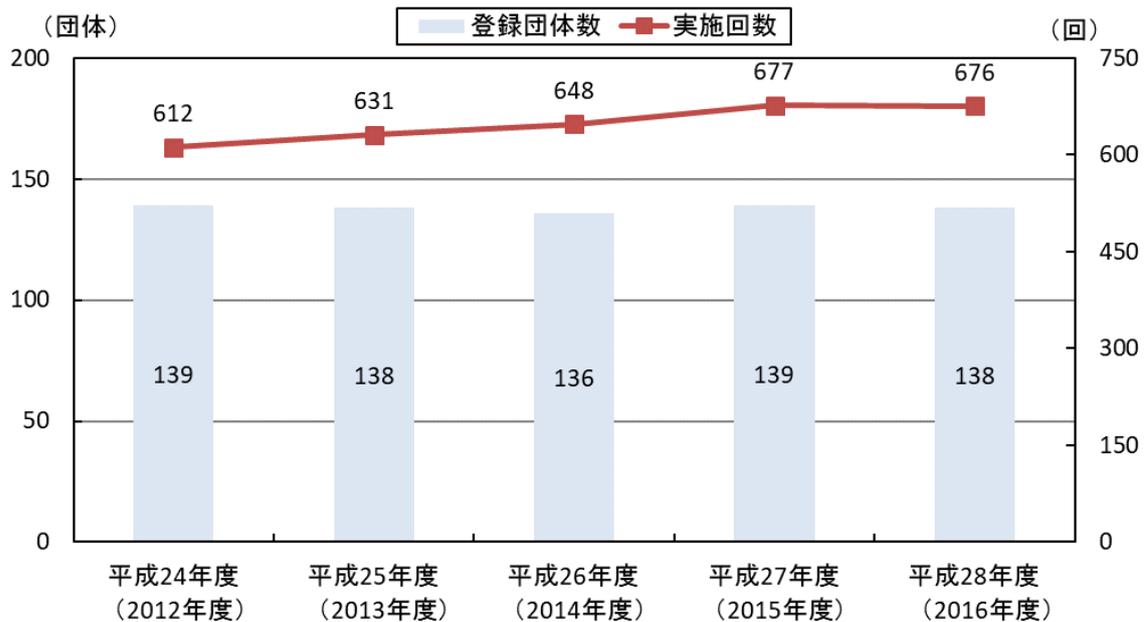


○リサイクル（再生利用）の取組

●資源物の集団回収の推進

町会やPTA、育成会等の学校関連団体による集団回収を推進するため、報奨金を交付しています。報奨金は、回収重量 1kg につき 3 円、回収実施 1 回につき 2,000 円（年 12 回限度）となっています。

図 2-24 集団回収登録団体・実施回数の推移



○3Rの啓発の取組

●各種講習会の開催

◆エコ・クッキング*1 講習会

買い物・調理・片付けに至るまでの一連の流れを通して、環境に配慮した食生活について学びます。年間12回程度開催しています。

◆リサイクル石けんづくり講習会（エコ・キャンドルも含む）

廃食用油を利用して石けんやキャンドルを作ります。年間12回程度開催しています。

◆マイバッグづくり講習会

不用となった傘の布地や新聞紙を利用してマイバッグを作ります。年間8回程度開催しています。

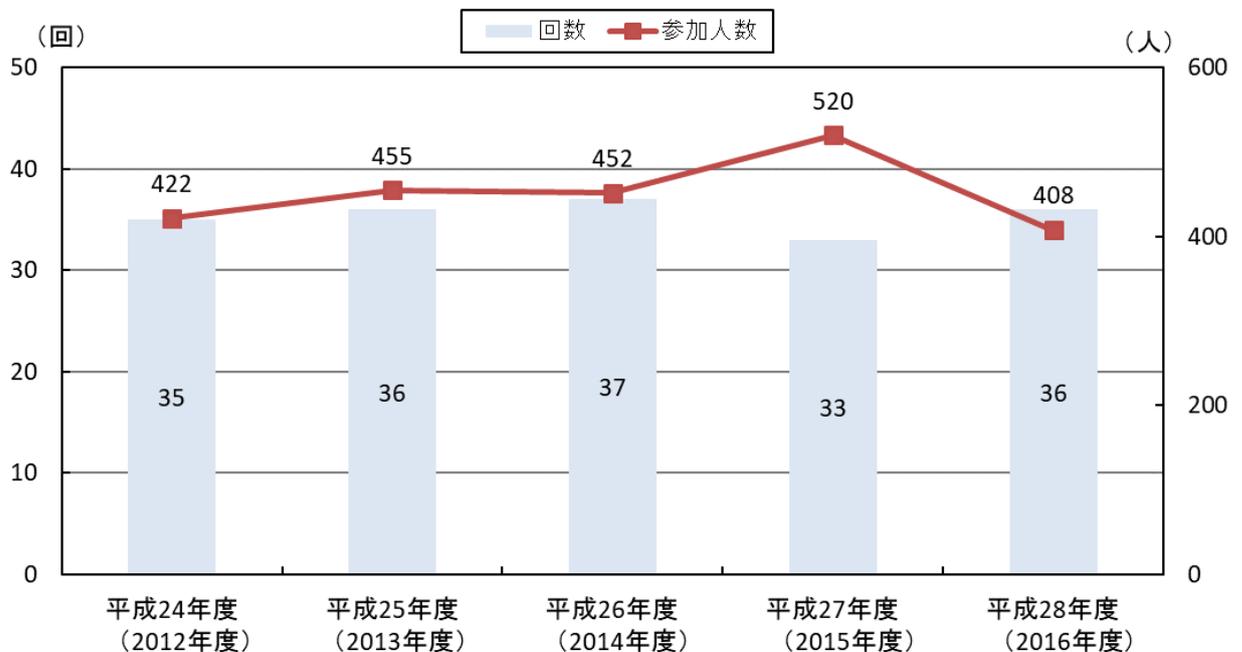
◆キエーロ製作ワークショップ

生ごみ消滅器キエーロを製作し、ごみの減量化を図ります。年間4回程度開催しています。

◆布ぞうりづくり講習会

不用になった衣類を利用してぞうりを作ります。年間2回程度開催しています。

図 2-25 各種講習会の開催回数、参加人数の推移



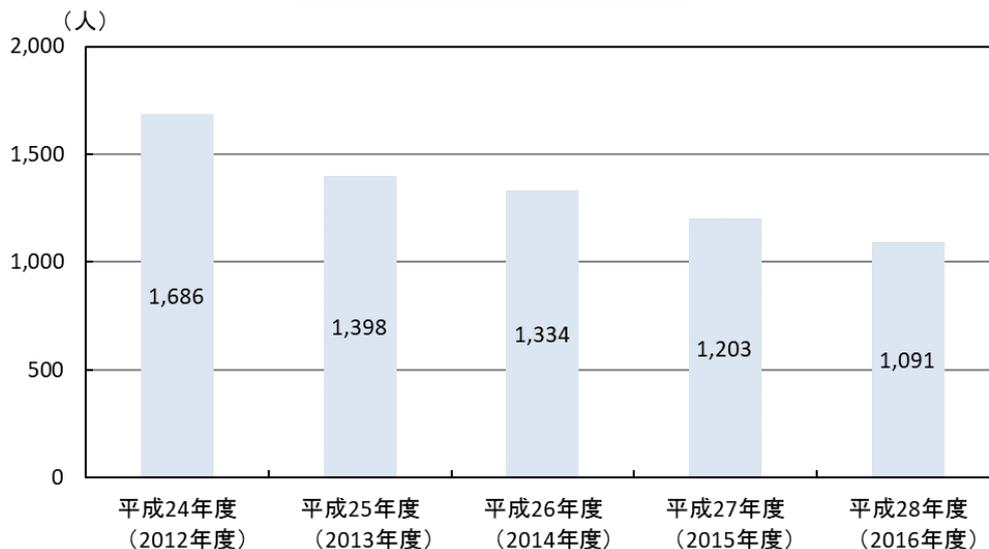
*1 「エコ・クッキング」は、東京ガス(株)の登録商標です。

●その他の啓発活動

◆施設見学

みかもクリーンセンターの施設の見学と3Rの推進について説明を行い、ごみに関する各種問題への意識向上を図っています。毎年、佐野市内の小学4年生が授業の一環として訪れるほか、市内の各種団体による見学や市外からの視察も受け入れていますが、見学者数は減少傾向にあります。

図 2-26 施設見学者数の推移



◆イベントによる啓発

フリーマーケットの開催、不用品登録制度のほか、佐野市環境ネットワーク会議と協働でもったいないフェア、リメイクフェアを実施し、どまんなかフェスタ佐野等へも出展し3Rの啓発を実施しています。

◆出前講座による啓発

“ごみの分け方・出し方”、“ごみを減らす3つのR”などをテーマとして職員が地域に出向いて講座を行い、市民の意識向上を図っています。

◆環境衛生委員の設置

各町会に環境衛生委員を設置し、ごみステーションでの分別排出の状況を把握することによりリサイクルを推進しています。

◆ごみ分別排出説明会、ごみステーションでの分別排出指導

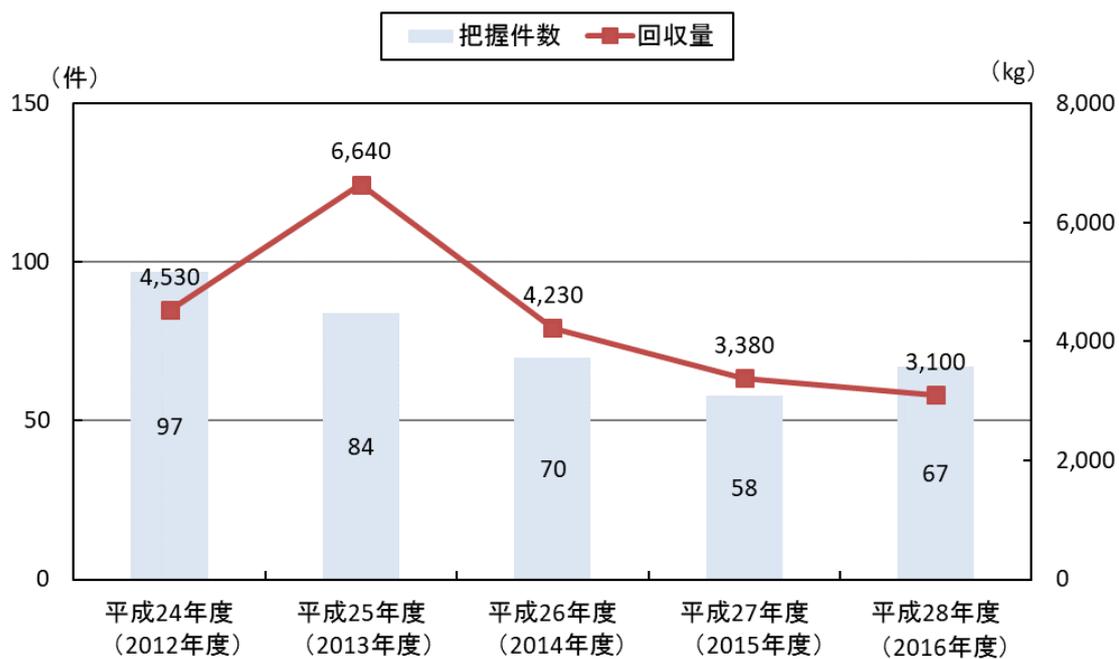
職員が公民館やごみステーションなどに出向いて、ごみの分け方・出し方について説明を行うことにより、ごみの適正排出を推進しています。

(11) 不法投棄の回収量

本市の過去5年間における不法投棄把握件数及び不法投棄回収量の推移を図2-27に示します。

不法投棄の防止に向けたパトロールや不法投棄禁止看板の設置、監視カメラの活用等により、不法投棄件数・回収量ともに減少傾向となっています。

図2-27 不法投棄の推移



2. 前計画の目標達成状況とごみ処理の課題

(1) 目標達成状況

前計画の目標達成状況を表 2-9 に示します。基準年の値と比べると、ごみ総排出量、1 人 1 日平均排出量、最終処分量、最終処分率はいずれも最終年度の目標値には達しないものの減少しています。一方、リサイクル量及び再生利用率については、いずれも減少傾向にあるため、最終年度の目標の達成には困難な状況にあります。

表 2-9 前計画の目標達成状況

	基準年 平成 17 年度 (2005 年度)	実績 平成 25 年度 (2013 年度)	実績 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)
人口 (人)	123,926	123,055	120,547	114,210
ごみ総排出量 (t) A	43,073	41,298	39,485	34,600
1 人 1 日平均排出量 (g/人・日)	952	919	897	830
リサイクル量 (t/年) B	7,184	6,480	5,542	10,380
集回収 (t/年)	3,411	2,247	1,998	3,502
中間処理*1 後のリサイクル (t/年)	3,773	4,234	3,544	6,878
最終処分量 C	2,985	2,830	2,619	2,046
再生利用率 (B/A) (%)	16.7	15.7	14.0	30.0
最終処分率 (C/A) (%)	6.9	6.9	6.6	5.9

※人口は、10月1日現在の総人口を使用しています。

(2) ごみ処理の課題

ごみの排出量の低減、リサイクルの推進に向け、市民、事業者への啓発活動や市の支援、情報の提供等を行ってきましたが、上記の目標の達成状況や現況把握の結果を踏まえ、次に示すような課題が見られます。

○リデュースの推進

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は図 2-4 のとおり全国及び栃木県を下回り、また、ごみの総排出量も図 2-2 のとおり年々減少傾向を示しています。今後ごみの減量に向けた取組を継続して実施していく必要があります。

拡大生産者責任*2 を踏まえ、使用済製品の回収や容器等の事業者による回収をさらに推進し、ごみの減量を図っていかねばなりません。

佐野市レジ袋削減・3R 推進協議会が設置されており、小売店での商品購入時に配布されるレジ袋削減への取組みを推進していく必要があります。

*1 中間処理：ごみの焼却や破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らすことです。

*2 拡大生産者責任：生産者が生産した製品を売るまででなく、それらが廃棄された後の処理まで負う責任のことで、循環型社会形成推進基本法により生産者の責任として規定されています。

燃えるごみの中には、図 2-7 のとおり、資源化が可能な紙類が含まれており、紙類の資源化に向けた事業を推進して行く必要があります。また、水分が多く含まれていることから、ごみに含まれる水分をできる限り減らす必要があります。

○リユースの推進

本市では、まだ使えるが不用となった物を必要としている方へ橋渡しする不用品登録制度や、みかもクリーンセンターを会場にしたフリーマーケットを開催していますが、リサイクルショップの他、民間で行われているリユースの事例などを市民へ紹介するなど、リユースの機会をこれまで以上に情報提供し、市民がリユースを実践しやすい環境づくりを検討していく必要があります。

○リサイクルの推進

本市の再生利用率は、図 2-12 のとおり全国及び栃木県を下回っています。燃えるごみのごみ質を見ると、資源として分別可能な紙・布類が多く含まれています。これらの分別を推進していくためには、市域の全ての市民や事業者の協力が必要です。今後も資源物の分別の徹底を目指し、意識向上に向けた啓発活動を推進していく必要があります。

また、使用済小型家電、廃食用油、インクカートリッジのリサイクルやエコキャップ運動等の継続的な実施や、民間事業者を活用した木くず等のバイオマス^{*1}資源のリサイクルについても推進していく必要があります。

○中間処理施設の今後の運営

本市には、みかもクリーンセンターと葛生清掃センターの二つの中間処理施設があります。今後も安全・安心な安定したごみ処理が行えるよう、周辺環境へ配慮した施設の適正管理を行っていく必要があります。

○最終処分量の削減と最終処分場の整備

最終処分量を減らすための事業について今後も検討していく必要があります。

また、本市ではばいじん、焼却灰、焼却不燃残さや破碎屑等の最終処分は、民間事業者に委託し市外で埋立処分を行っています。最終処分の基本的な考え方は、自区内処理が原則となっています。最終処分場の整備は、用地の確保や埋立方式の検討等に時間がかかることから、安定したごみ処理のため、最終処分場の整備について検討していく必要があります。

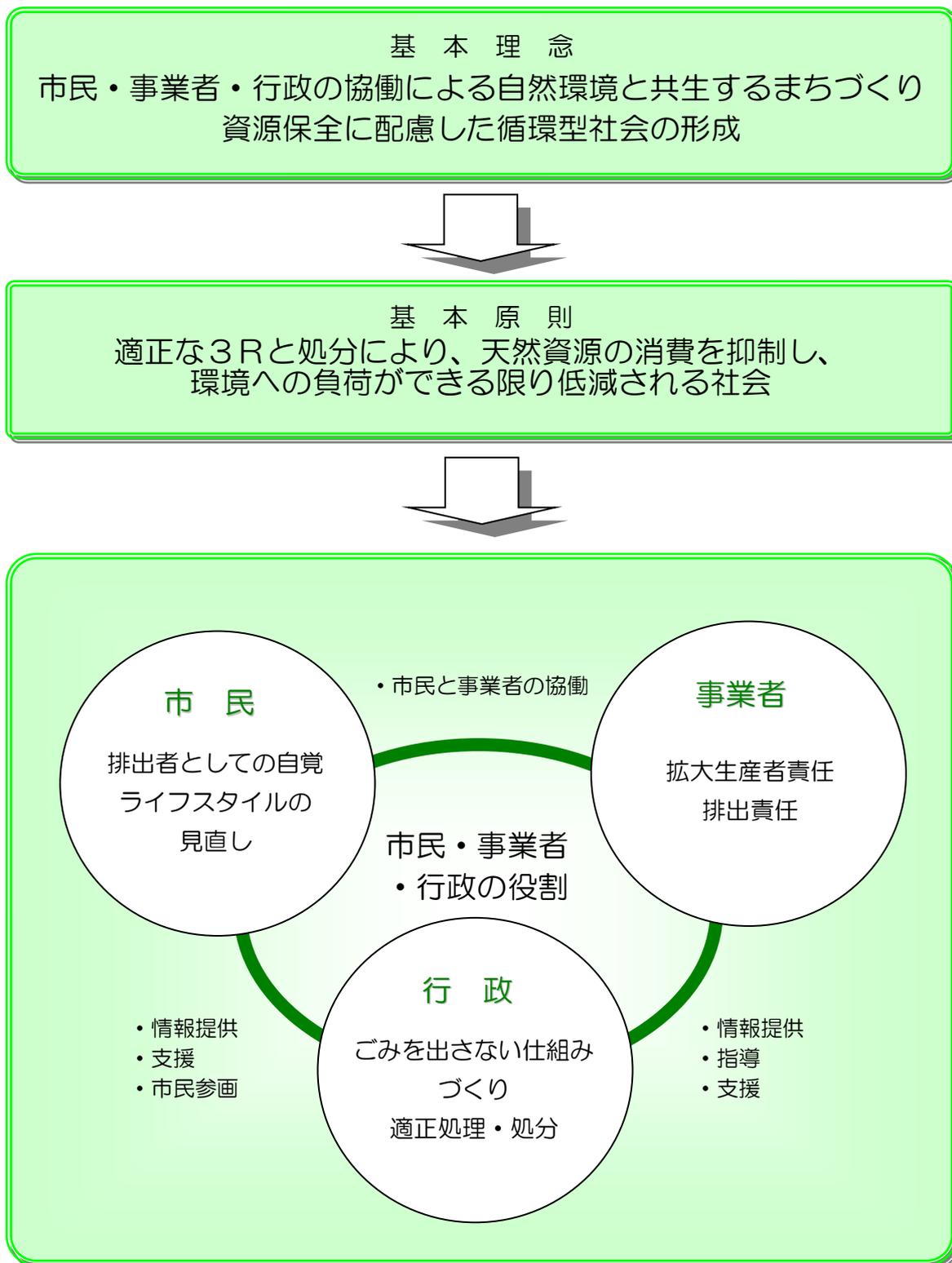
*1 バイオマス：家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいいます。

○不法投棄の防止

不法投棄の防止に向けたパトロール等により、図 2-27 のとおり不法投棄把握件数、及び不法投棄回収量は減少傾向にあります。平成 28（2016）年度には不法投棄件数が微増となりました。今後も不法投棄を防止し、ごみの適正な処理を推進していくため、地域団体と連携しパトロールや監視活動を継続して行うとともに、不法投棄禁止看板の設置や監視カメラを有効的に活用し、対策を強化していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理基本計画体系



(1) 基本理念の考え方

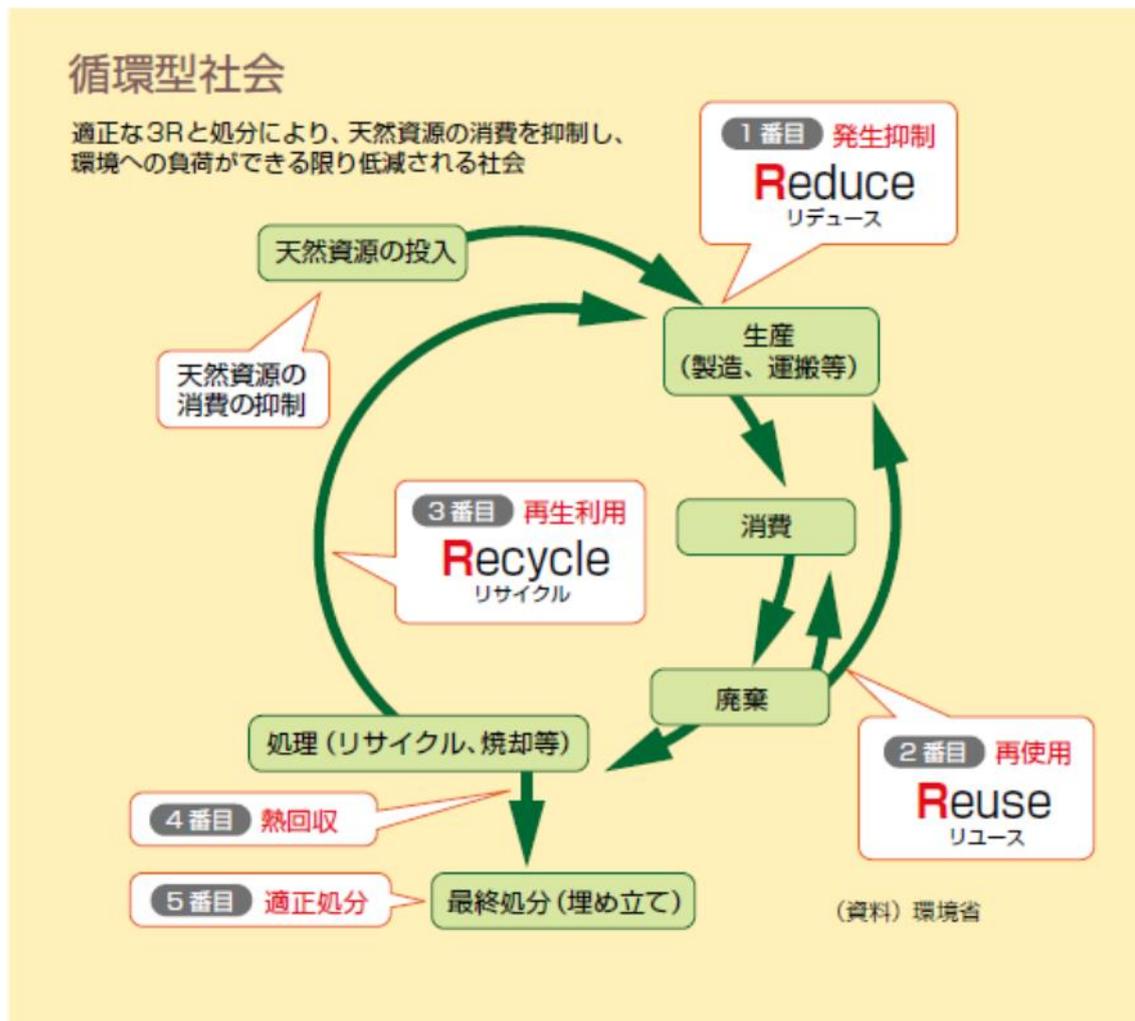
長年にわたる大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動を、私たち一人ひとりのライフスタイルや全ての事業活動を廃棄されるごみの視点から見直し、もったいないの心を持って3Rを推進し、省資源や資源の有効活用による持続可能な循環型社会の形成が重要となります。

循環型社会の形成を推進するに当たっては、市民・事業者・行政それぞれが自らが主体者であることを認識し、また、それぞれの役割を明確にした上で、協働して取り組んでいくものとします。

(2) ごみ処理の基本原則の考え方

本計画では、本市のごみに関して基本原則を次のように定めます。

第一にリデュース（発生抑制）を推進し、第二にリユース（再使用）を図り、第三にリサイクル（再生利用）を行い、できる限り循環的な利用を行います。循環的な利用ができないものについては、適正な処分を行います。なお、焼却処理を行う際にはサーマルリサイクル（熱回収）を行い有効に活用します。



出典元：環境省「3Rまなびあいブック」

○リデュース（発生抑制）

ごみの発生を可能な限り抑制します。

ごみとなるようなものを作らない、求めないというライフスタイルや事業活動を定着させ、ごみの発生そのものを抑制します。これは、循環型社会の形成を推進するために最も重要なことです。

○リユース（再使用）

不用になったものをそのままの形で必要なところで繰り返し使います。

不用になったものをそのままの形（そのものの一部を部品として使うことを含みます。）で、必要とする人が繰り返し使うことにより、ごみとして排出されることを可能な限り抑制します。

○リサイクル（再生利用）

繰り返し使えないものは、資源として再生利用します。

リデュース、リユースを行った後に排出されるごみのうち、原材料として有効に活用できるものは、資源として回収し再生利用します。

○サーマルリサイクル（熱回収）

資源として再生利用できない可燃物は、焼却しその余熱を有効に活用します。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を図った上で排出されるごみのうち、焼却可能なものは焼却し、その際発生する熱を回収して発電や余熱利用に活用します。

○適正処分

循環的な利用が困難なごみは、適正に処分します。

リユース、リサイクルが困難なごみは、環境に負荷がかからないよう適正な最終処分を行います。

(3) 市民・事業者・行政の役割

◆市民の役割◆

市民は、一人ひとりが、天然資源の消費を抑制するという責任と自覚を持って、3Rを主体的に行っていく必要があります。例えば、食料品は必要な分だけ購入して使い切る。資源物は、市が行っている分別収集、地域で行っている集団回収、スーパーマーケット等が行っている店頭回収を利用する。リユースできるものは、リサイクルショップなどを活用することです。

また、購入する際には繰り返し使えるリターナブル容器を使用した商品を選ぶ、過剰包装は断るなど、環境に配慮することが求められます。

◆事業者の役割◆

事業者は、事業活動で排出するごみについては、リデュースを図り、自ら適正に処理・処分し、資源の有効活用を進める義務があります。また、従業員に対しては、ごみの減量や分別、適正な処理を働きかけることが求められます。

小売業等においては、レジ袋や過剰包装の削減が求められます。

飲食業等においては、食材の有効活用と適正管理、食べ残し等による食品ロスの削減が求められます。

全ての事業者は、事業活動を進めていく上で、循環型社会の形成を推進するために環境に配慮することが求められます。

◆行政の役割◆

市は、循環型社会の構築のため、3Rに取り組みやすい仕組みづくりを推進します。

ごみの減量・分別排出や、食品ロスの削減について啓発活動を推進します。

排出されたごみについては、できる限り資源化するとともに、適正な処理・処分を継続します。

市民や事業者に対しては、広報、ホームページ、説明会、イベントなどの様々な機会をとおして、循環型社会の形成を推進するために必要な情報を提供します。

2. ごみ処理基本計画の目標値

本市では、今後人口の減少に伴い、ごみの排出量が減少していくことが予想されますが、これまで以上に環境への負荷を軽減し、資源の循環を進めていくために、更なるごみの減量化、資源化により、循環型社会の形成を推進することが重要です。

本計画では、第2次佐野市総合計画の施策「ごみ発生抑制と資源の有効活用」及び、第2次佐野市環境基本計画の重点協働プロジェクト「ごみの減量化と適正な処理、環境美化の推進」を達成するため、施策に示す34の事業中の特に16の重点事業を中心に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にした上で、協働して取り組むことにより、ごみ排出量を平成28（2016）年度の39,485トンから、平成33（2021）年度には35,000トン、平成37（2025）年度には33,150トン、平成41（2029）年度には31,300トンまで減少させることを目指します。

また、リサイクル量は、平成28（2016）年度に5,542 tでしたが、平成33（2021）年度には7,700 t、平成37（2025）年度には8,619 t、平成41（2029）年度には9,390 tをリサイクルすることを目指します。

この他、最終処分量の削減など、表3-1のとおり目標値を設定します。

表3-1 ごみ処理基本計画の目標値

	基準年 平成28年度 (2016年度)	短期目標 平成33年度 (2021年度)	中期目標 平成37年度 (2025年度)	長期目標 平成41年度 (2029年度)
人口(人)	120,547	117,000	113,500	109,500
ごみ総排出量(t) A	39,485	35,000	33,150	31,300
1人1日平均排出量(g/人・日)	897	820	800	783
リサイクル量(t/年) B	5,542	7,700	8,619	9,390
集団回収(t/年)	1,998	2,000	2,000	2,000
中間処理後のリサイクル(t/年)	3,544	5,700	6,619	7,390
最終処分量 C	2,619	2,267	2,105	1,948
再生利用率(B/A)(%)	14.0	22.0	26.0	30.0
最終処分率(C/A)(%)	6.6	6.5	6.4	6.2

達成目標

●ごみ総排出量

平成 28 (2016) 年度のごみ総排出量 39,485t から、平成 41 (2029) 年度に 31,300t に削減することを目指します。

●1 人 1 日当たりのごみ排出量

平成 28 (2016) 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量 897g/人・日から、平成 41 (2029) 年度に 783 g/人・日に減少することを目指します。

●リサイクル量

平成 28 (2016) 年度のリサイクル量 5,542t から、平成 41 (2029) 年度に 9,390t に向上することを目指します。

●再生利用率

平成 28 (2016) 年度の再生利用率 14.0% から、平成 41 (2029) 年度に 30.0% に向上することを目指します。

●最終処分率

平成 28 (2016) 年度最終処分率 6.6% から、平成 41 (2029) 年度に 6.2% に減少することを目指します。

目 標 達 成 の 目 安

ごみ排出量の削減

ごみ排出量の削減目標を達成するためには、1人1日当たり114gの減量が必要です。これは、卵2個分の重さとなります。市民一人ひとりが毎日、卵2個分のごみを削減していくことにより、目標の達成が可能です。

また、燃えるごみの約半分が水分です。生ごみの水気を切ることによりごみの排出量は削減できます。

再生利用率の向上 ①

市民一人ひとりがごみの分別を徹底し、燃えるごみの中に含まれる紙類の約1/2が分別されると再生利用率は、約25.6%となり、目標の達成まであと4.4%となります。

再生利用率の向上 ②

ばいじんは再資源化事業者を活用することにより再生利用率は約16.6%に、ばいじんと焼却灰を活用すると約18.7%となり、目標の達成までそれぞれ13.4%、11.3%となります。

最終処分量の減少

ばいじんは再資源化事業者を活用することにより最終処分率は約4.1%に、ばいじんと焼却灰を活用すると約2.0%となり、目標の達成が可能です。

3. 施策

(1) 施策の体系

本市では、循環型社会の形成を推進するために、次の施策・事業を市民・事業者と協働して推進します。

そのうち、8の施策と16の事業を重点的に推進します。市民・事業者への啓発と取組の推進、新たなごみ処理の仕組みづくりによりごみの減量化、リサイクルを図ります。

ごみ処理の課題	施策の柱	施策 ★は重点施策	事業 ★は重点事業	関係主体			効果		
				市 民	事 業 者	行 政	排出量の削減	再生利用率の向上	最終処分率の低減
3Rを進めるための仕組みづくり	1.3Rに関する啓発活動	1-1 啓発活動 ★	①市民への情報提供 ★	○	○	○	◎	◎	◎
			②イベントの開催	○	○	○	◎	◎	◎
		1-2 環境学習の推進	①学習機会の創造	○	○	○	◎	◎	◎
			②環境教育の充実	○	○	○	◎	◎	◎
	2.3Rの推進	2-1 市民主体の取組の推進 ★	①集団回収の奨励 ★	○		○		◎	◎
			②食品ロス削減の推進 ★	○	○	○	◎		◎
			③生ごみ処理の奨励 ★	○		○	◎	◎	◎
			④レジ袋の削減とマイバッグ持参の推進 ★	○	○	○	◎		◎
			⑤環境に配慮した商品購入の推進 ★	○	○	○	◎		◎
			⑥リサイクルショップ、フリーマーケット、不用品登録制度の活用推進 ★	○	○	○		◎	◎
		2-2 事業者主体の取組の推進 ★	①排出者責任、拡大生産者責任の認識 ★		○	○	◎	◎	◎
			②事業者への情報提供 ★			○	◎	◎	◎
			③食品廃棄物の削減			○	◎	◎	◎
			④ごみ減量化の促進 ★			○	◎	◎	◎
	2-3 3Rの推進体制の整備 ★	①環境衛生委員協議会を中心とした地域活動の推進 ★	○		○	◎	◎	◎	
		②木くず（家庭や公園・街路樹等の剪定枝）のリサイクル推進	○	○	○		◎	◎	
	2-4 受益者負担の適正化 ★	①家庭ごみの有料化の検討 ★	○		○	◎	◎	◎	
		2-5 最終処分量の減量 ★	①リデュース、中間処理による減量化・減容化	○	○	○	◎	◎	◎
			②焼却灰等のリサイクルの検討 ★			○		◎	◎
	3.分別収集によるリサイクルの推進	3-1 分別の徹底 ★	①ごみの分け方・出し方の周知徹底 ★	○	○	○	◎	◎	◎
②紙類の分別及び生ごみの水切りの徹底 ★			○	○	○		◎	◎	
3-2 収集・運搬体制の整備 ★		①収集・運搬体制の見直し ★	○		○		◎	◎	
		②ふれあい収集	○		○				
	③災害時の収集体制	○		○					
リサイクル・サーマルリサイクル・適正処理を推進するための施設整備	4.リサイクル・サーマルリサイクルを基調とした中間処理	4-1 中間処理施設の適正化	①中間処理施設の適正化と今後のあり方			○			
		4-2 施設の適正な維持管理	①安全・安心なごみ処理			○	◎	◎	
			①民間活用			○	◎	◎	
	4-3 広域的なごみ処理	②緊急時・災害時の対応			○				
		③処理の広域化			○				
	5.地域環境の整備	5-1 地域美化の推進	①地域環境美化活動の推進	○	○	○	◎		
5-2 不法投棄の防止		①不法投棄の防止	○	○	○	◎	◎		
適正処分を推進するための施設整備	6.適正処分のための施設の整備	6-1 最終処分場の確保	①過渡的な最終処分場の確保			○	◎	◎	
			②最終処分場の検討			○	◎	◎	
			③広域的な処分			○	◎	◎	

(2) 施策の内容

施策の柱 1. 3Rに関する啓発活動

施策 1-1 啓発活動 ★

①市民への情報提供 ★

市民・事業者が、市のごみ処理の現況や課題、3Rについて正しく理解した上で積極的に行動することを促すため、ごみの分別方法、市内のリサイクルショップ、レジ袋の削減などに取り組んでいる小売店などについて、広報、ホームページ、説明会等で情報を提供します。

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロス・食品廃棄物の削減についての情報を提供します。

市役所は一事業者としてグリーン購入法の遵守や3Rに積極的に取り組み、その活動を市民・事業者へPRしていきます。

②イベントの開催

3Rイベントを実施するとともに、具体的な取組の紹介を行うために各種イベントに参加することで市民の3R意識の高揚を図ります。

施策 1-2 環境学習の推進

①学習機会の創造

講習会等を開催するほか、職員が地域に出向く出前講座等により、市民の環境学習の機会を提供します。

環境保全に取り組む市民団体と連携し、ワークショップを開催するなど体験型の学習を実施します。

②環境教育の充実

社会科副読本等の学習教材を充実するなどにより、学校における環境教育を推進し、児童や生徒の環境保全、資源循環についての知識を深めます。

施策 2-1 市民主体の取組の推進 ★

①集団回収の奨励 ★

地域で行われている集団回収を奨励し、実施団体のリサイクル意識の高揚を図ります。

②食品ロス削減の推進 ★

自宅における食品の食べ切りや使い切り、外食における適量な注文などを呼び掛けます。また、必要に応じて調査等を行います。

③生ごみ処理の奨励 ★

生ごみを削減するため、生ごみ処理機器の利用を促進します。また、生ごみ消滅器キエーロ製作ワークショップを開催する他、普及促進等の調査研究を行い、更なるキエーロの有効活用を図ります。

④レジ袋の削減とマイバッグ持参の推進 ★

レジ袋削減・3R推進協議会との協働により、スーパーマーケット等での店頭啓発活動を実施し、レジ袋の削減、マイバッグの持参を推進します。

⑤環境に配慮した商品購入の推進 ★

物を購入した時に発生するごみを削減するため、詰め替え製品や繰り返し使えるリターナブル容器使用製品の優先的な購入、過剰包装を断る等のクールチョイス*1を推進します。

⑥リサイクルショップ、フリーマーケット、不用品登録制度の活用推進 ★

不用になったものがリサイクルショップの活用により廃棄されることなくリユースされるよう呼びかけます。また、みかもクリーンセンターを会場にしたフリーマーケットの開催や市庁舎・行政センターの掲示板を利用した不用品登録制度を実施することで、市民がリユースを実践できる機会を提供します。

*1 クールチョイス：温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネ、低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組。

施策 2-2 事業者主体の取組の促進 ★

①排出者責任・拡大生産者責任の認識 ★

事業系ごみについては、自らリデュースとリサイクルを行うよう啓発します。

事業者が、直接または許可業者収集によりごみを処理施設に搬入する際に、随時内容物の検査を実施し、分別が不十分である場合は搬入を制限し分別の指導を徹底します。

生産、流通、消費、廃棄の各段階において、3Rが図られるようサービスなどのあり方の工夫を促します。過剰包装の抑制や詰め替え製品の提供、製造者回収システムの取組を推進します。

環境マネジメントシステム^{*1}の導入による環境配慮型の事業展開を推進します。

②事業者への情報提供 ★

事業者に対し、循環型社会の形成に向けた関連法令や市の取組に関するチラシ、パンフレット等の配布を行い、環境に配慮した事業活動の実施について周知します。

再資源化事業者に関する情報を提供し、主体的なリデュース・リサイクルを推進します。

レジ袋削減とマイバッグ持参の推進のため、レジ袋削減・3R推進協議会への参加を促します。

③食品廃棄物のリデュース

食品小売業での売れ残りが廃棄物とならないよう販売を工夫することや、外食産業において、食べ残しが削減されるようメニューの工夫や消費者への呼び掛けに取り組むことを推進します。

④ごみ減量化の促進 ★

ごみ排出量が著しく多い事業者に対し、3Rを中心に指導・助言を行うとともに、計画的なごみ排出量の削減に向け、減量化計画の策定を行うよう指導します。

*1 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムを示します。

施策 2-3 3Rの推進体制の整備 ★

①環境衛生委員協議会を中心とした地域活動の推進 ★

環境衛生委員協議会が、次のような活動を行う中で、地域と協力して活躍する機会を増やし、地域の実情を踏まえた活動を推進します。

- ◆3Rに関する情報提供
- ◆分別の指導
- ◆分別区分や収集方法が変更になった場合の周知
- ◆地域の活動支援
- ◆市民からの相談への対応等

②木くず（家庭や公園・街路樹等の剪定枝）のリサイクル推進

再資源化事業者と連携し、家庭や公園・街路樹等の剪定枝をチップ化し、リサイクルを推進します。

施策 2-4 受益者負担の適正化 ★

①家庭ごみの有料化の検討 ★

3Rの推進、費用負担の公平性の確保、処理費用の低減等の効果が期待されることから、ごみ排出量に応じた有料化について、検討します。

施策 2-5 最終処分量の減量 ★

①リデュース、中間処理による減量化・減容化

市民・事業者は主体的に3Rに取り組み、市は資源物の分別収集、中間処理による減量化・減容化を推進し、最終処分量を可能な限り削減します。

②焼却灰等のリサイクルの検討 ★

再資源化事業者を活用したばいじん・焼却灰等のリサイクルに向けて検討します。

施策の柱 3. 分別収集によるリサイクルの推進

施策 3-1 分別の徹底 ★

①ごみの分け方・出し方の周知徹底 ★

資源物が適切に分別され、燃えるごみや燃えないごみとして排出されないよう、ごみの分け方と出し方について周知の徹底を図ります。

特に分別方法が守られないごみステーションでは、市の職員や環境衛生委員等が、適正排出指導等を行います。

ごみステーションに出せないごみについては、排出者に対して適正処理を指導します。

②紙類の分別及び生ごみの水切りの徹底 ★

紙類が燃えるごみとして排出されないよう紙類の分別の徹底を図ります。また、生ごみの水切りの徹底を図ります。

施策 3-2 収集・運搬体制の整備 ★

①収集・運搬体制の見直し ★

収集・運搬の効率化、経費の削減を図るため、更なる委託収集の拡大を検討します。

②ふれあい収集

ふれあい収集について、市と地域との協働のあり方を研究します。

③災害時の収集体制

災害時のごみ収集について、委託事業者等との協力体制を検討します。

施策の柱 4. リサイクル・サーマルリサイクルを基調とした中間処理

施策 4-1 中間処理施設の適正化

①中間処理施設の適正化と今後のあり方

市内にはみかもクリーンセンターと葛生清掃センターの二つの中間処理施設が稼働しています。今後、施設のあり方について検討します。

施策 4-2 施設の適正な維持管理

①安全・安心なごみ処理

既存施設では、安全・安心な安定したごみ処理を行っています。今後も適切な維持管理を行い、適正なごみ処理を推進します。

各処理施設で定められた公害防止に係る排出基準を遵守し、排出ガス等の測定を行い環境保全の徹底を図ります。

適切な補修計画等を立案し、予防保全を強化することにより、処理施設の良好な状態を維持します。

施策 4-3 広域的なごみ処理

①民間活用

再資源化事業者を活用し、木くず等のリサイクルを推進します。また、ばいじん・焼却灰等のリサイクルを検討します。

②緊急時・災害時の対応

「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」に基づき、緊急時、災害時には相互で協力し対応します。また、災害廃棄物の仮置き場について検討します。

③処理の広域化

ごみ処理の広域化について研究します。

施策の柱 5. 地域環境の整備

施策 5-1 地域美化の推進

①地域環境美化活動の推進

市民が快適な環境の中で文化的な生活を営み、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、町会や各種市民団体による環境美化活動を表彰し、積極的な取組を支援します。

施策 5-2 不法投棄の防止

①不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、廃棄物等監視員によるパトロールと不法投棄多発箇所に看板を設置するとともに監視カメラを活用し、監視を強化します。また、通報体制の構築や県、警察等の関係機関との連携を図るなど、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

施策の柱 6. 適正処分のための施設の整備

施策 6-1 最終処分場の確保

①過渡的な最終処分場の確保

焼却灰・ばいじん等の最終処分を適正に行うため、過渡的措置として、安全・安心な民間の処分場を選定し、埋立処分を行います。

②最終処分場の検討

安定した最終処分体制を確保するため、市の区域内への最終処分場の確保を検討します。

③広域的な処分

広域的な最終処分場について研究します。

4. 計画の推進

(1) 総合計画、環境基本計画との整合

本計画の推進に当たっては、第2次佐野市総合計画及び第2次佐野市環境基本計画との整合を図ります。

(2) 計画の周知

3Rを推進し、本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが重要です。そのため、本計画を広報やホームページ等により広く公開し、積極的に周知します。

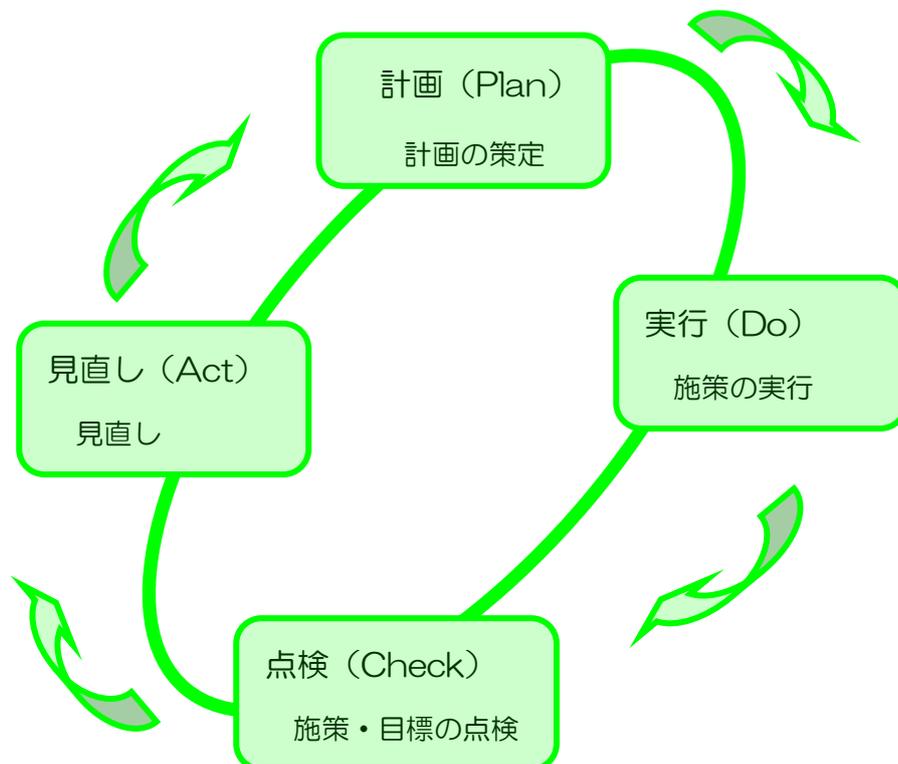
(3) 実施計画等の策定

本計画の目標の達成に向け、計画の理念や施策をより具体化した佐野市一般廃棄物処理実施計画を策定し推進します。また、資源物の分別収集については、佐野市分別収集計画を策定し推進します。

(4) 計画の進行管理

本計画の基本理念の実現に向け、施策の進捗状況や目標の達成状況などを定期的にチェックし、施策を見直します。

図 3-1 計画の推進



(2) 交通

北関東を東西に横断する国道 50 号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結しています。この国道 50 号は、羽田工業団地やアウトレットモール、大型ショッピングセンターなどの大型商業施設を結ぶ主要な産業道路として重要な役割を果たしています。また、北関東自動車道が本市の中央部を通り、東北自動車道と岩舟ジャンクションで連結しています。さらに、国道 293 号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、本市の中央部を貫く幹線道路となっています。

近年では、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、平成 22（2010）年 4 月には北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ、平成 23（2011）年 4 月には東北自動車道の佐野サービスエリア・スマートインターチェンジが開通し、さらに今後、北関東自動車道の出流原パーキングエリア・スマートインターチェンジが設置されることから、高速交通の要衝として、より一層の発展が期待されています。

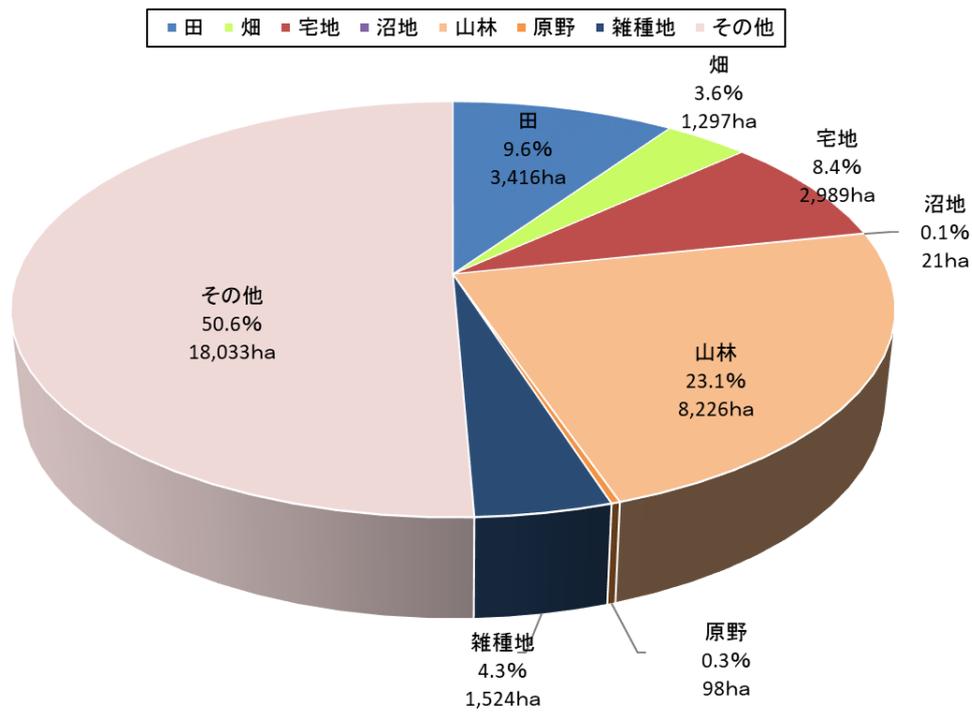
鉄道は、東西に走る JR 両毛線が本市と小山市方面、前橋市・高崎市方面とを結んでおり、また、東武鉄道が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっています。

バス交通は、高速バス交通のハブ機能を有する新都市バスターミナルに JR バス関東の新宿便や東京便をはじめ、羽田空港や成田空港、仙台・郡山・名古屋・京都・大阪行きが乗り入れているほか、市内には、市営バス（さーのって号）や佐野市街地と新都市を循環する佐野新都市線（万葉浪漫バス）が走り、市民の身近な移動手段となっています。

(3) 土地利用状況

本市の総面積 35,604ha のうち山林が 23.1%、田畑が 13.2%、宅地が 8.4%となっています。近年の傾向は、それぞれ僅かではありますが、山林、田畑は減少傾向に、宅地は増加傾向にあります。

図-2 土地利用状況



資料：平成 29 年度 固定資産の価格等の概要調書

(4) 人口及び世帯数

平成 27 (2015) 年の国勢調査の結果によると、本市の総人口は 118,919 人となっています。

平成 2 (1990) 年までは増加を続けていましたが、それ以降は減少傾向にあります。外国人については昭和 60 (1985) 年以降増加を続けており、本市の総人口に対する割合も上昇を続けています。

年齢別構成をみると、14 歳以下の年少人口割合は昭和 55 (1980) 年以降減少を続け、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口割合は平成 2 (1990) 年以降減少に転じ、65 歳以上の高齢者人口割合は昭和 55 (1980) 年以降増加が続いています。栃木県平均及び全国平均と比較し、年少人口割合と生産年齢人口割合は低く、高齢者人口割合は高い状態にあり、少子高齢化がより進行しています。

世帯数については 46,390 世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行により 1 世帯当たりの人員は 2.56 人と昭和 55 (1980) 年以降減少を続けています。栃木県平均及び全国平均と比較すると、県平均と比べわずかに少なく、全国平均と比べ多い状況となっています。

表-1 人口、世帯の推移

年次 (西暦)	人口 []内は外国人人数 ()内は外国人割合 (%)	年齢別人口 ()内は各年齢区分の割合 (%)						世帯数	1世帯当 たり人員
		14歳以下		15~64歳		65歳以上			
		男	女	男	女	男	女		
昭和55年 (1980)	124,331 [-] (-)	14,500 (23.9)	13,860 (21.8)	40,842 (67.3)	42,633 (67.0)	5,376 (8.9)	7,117 (11.2)	33,871	3.67
昭和60年 (1985)	126,287 [145] (0.1)	13,926 (22.5)	13,158 (20.5)	42,078 (67.9)	42,846 (66.6)	5,941 (9.6)	8,338 (13.0)	35,536	3.55
平成2年 (1990)	128,276 [604] (0.5)	12,353 (19.5)	11,609 (17.8)	43,709 (69.1)	43,083 (66.2)	7,143 (11.3)	10,336 (15.9)	38,357	3.34
平成7年 (1995)	128,099 [1,090] (0.9)	10,919 (17.2)	10,228 (15.8)	43,580 (68.8)	42,172 (65.1)	8,818 (13.9)	12,381 (19.1)	40,769	3.14
平成12年 (2000)	125,671 [1,163] (0.9)	9,389 (15.2)	9,007 (14.1)	42,242 (68.3)	40,484 (63.4)	10,225 (16.5)	14,322 (22.4)	42,122	2.98
平成17年 (2005)	123,926 [1,494] (1.2)	8,491 (13.9)	8,219 (13.0)	41,138 (67.5)	39,005 (61.9)	11,282 (18.5)	15,784 (25.1)	43,888	2.82
平成22年 (2010)	121,249 [1,617] (1.3)	7,843 (13.3)	7,559 (12.3)	38,815 (65.7)	37,019 (60.2)	12,435 (21.0)	16,959 (27.6)	45,178	2.68
平成27年 (2015)	118,919 [1744] (1.5)	7,324 (12.6)	7,040 (11.7)	36,408 (62.6)	34,418 (57.3)	14,422 (24.8)	18,657 (31.0)	46,390	2.56
県平均	(1.3)	(13.3)	(12.5)	(63.7)	(58.8)	(23.0)	(28.7)		2.59
全国平均	(1.4)	(13.3)	(12.0)	(62.9)	(58.6)	(23.7)	(29.4)		2.38

※県平均、全国平均は、平成 27 (2015) 年のデータ

出典：国勢調査

(5) 産業

○産業構造

平成 26(2014)年度の経済センサスの結果によると、事業所数は卸売業・小売業が 25.7%と最も多く、次いで製造業の 14.5%、宿泊業、飲食サービス業の 11.0%となっています。

農林漁業は、法人化されている事業所が多くなっています。

製造業では、繊維及びプラスチック系の事業所が、卸売業・小売業では、飲食料品を扱う事業所が多くなっています。

表-2 事業所数

産業別	事業所数	割合 (%)
農林漁業	21	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.1
建設業	659	9.9
製造業	964	14.5
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.1
情報通信業	16	0.2
運輸業、郵便業	182	2.7
卸売業・小売業	1,708	25.7
金融業・保険業	83	1.2
不動産業、物品賃貸業	343	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	181	2.7
宿泊業、飲食サービス業	732	11.0
生活関連サービス業、娯楽業	585	8.8
教育、学習支援業	260	3.9
医療、福祉	466	7.0
複合サービス事業	37	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	359	5.4
公務(他に分類されるものを除く)	42	0.6
総 数	6,652	—

出典：平成 26 年経済センサス

○産業別就業人口

就業人口の総数は、平成 7（1995）年度をピークとし、それ以降減少しています。産業別では、平成 22（2010）年と比べ、第 1 次産業の割合が下がり、第 2 次産業と第 3 次産業の割合が上がっています。県平均、全国平均に比べ、第 1 次産業と第 3 次産業の割合が低く、第 2 次産業の割合が高い状況です。

表-3 産業別就業人口の推移

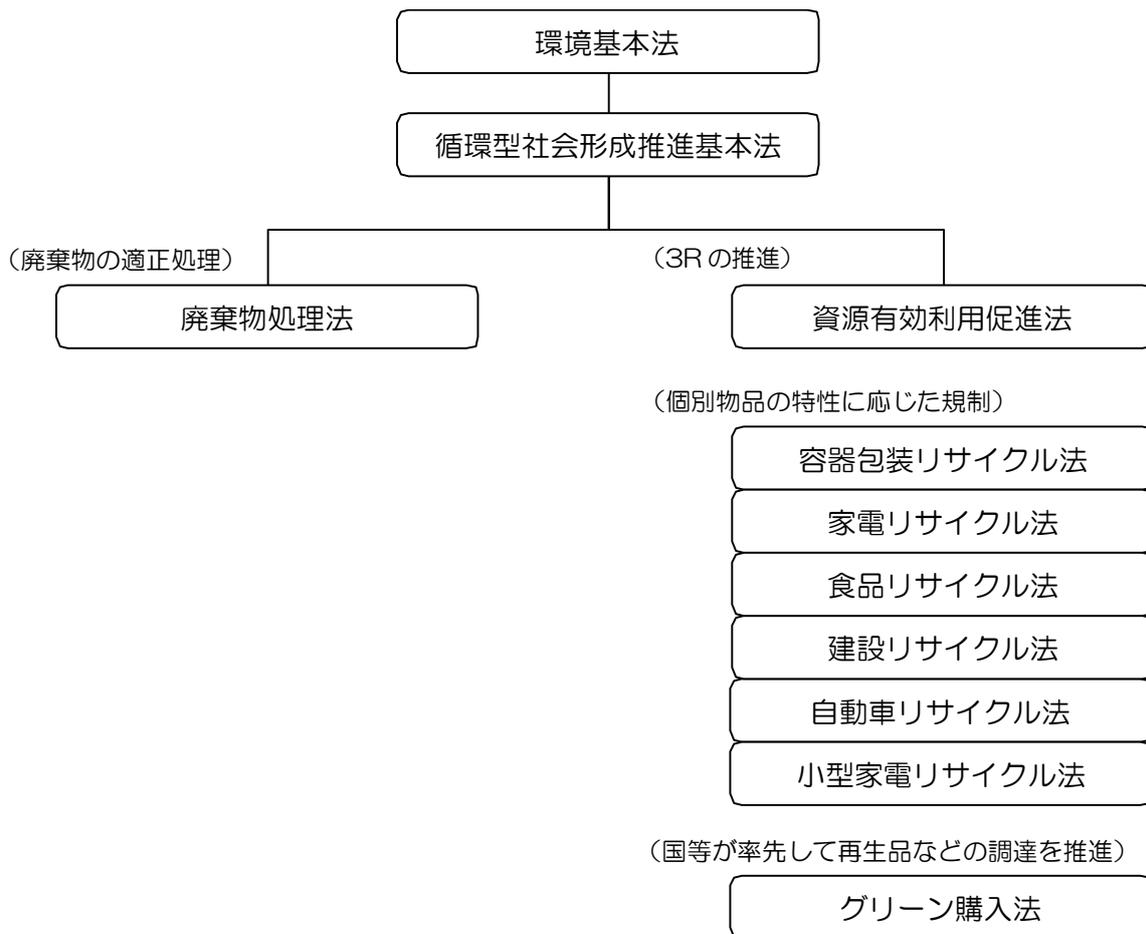
年次	就業人口総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能
昭和 55 年 (1980年)	61,245	5,566(9.1)	29,055(47.4)	26,621(43.5)	3(0.0)
昭和 60 年 (1985年)	62,307	4,470(7.2)	29,693(47.7)	28,131(45.1)	13(0.0)
平成 2 年 (1990年)	65,130	3,456(5.3)	31,010(47.6)	30,642(47.0)	22(0.0)
平成 7 年 (1995年)	65,853	3,298(5.0)	29,302(44.5)	33,232(50.5)	21(0.0)
平成 12 年 (2000年)	64,110	2,752(4.3)	26,995(42.1)	34,121(53.2)	242(0.4)
平成 17 年 (2005年)	62,580	2,477(4.0)	23,820(38.1)	35,882(57.3)	401(0.6)
平成 22 年 (2010年)	58,918	1,682(2.9)	20,401(34.6)	34,541(58.6)	2,294(3.9)
平成 27 年 (2015年)	58,152	1,589(2.7)	20,743(35.7)	34,796(59.8)	1,024(1.8)
県平均	—	(5.5)	(30.7)	(60.1)	(3.7)
全国平均	—	(3.8)	(23.6)	(67.2)	(5.4)

※（ ）内は、各区分の就業人口総数に対する割合（％）

※県平均、全国平均は、平成 27（2015）年のデータ

出典：国勢調査

2. 関連法令



環境基本法とは

日本の環境政策の根幹を定める基本法であり、環境に関する施策の方向性を示しています。

循環型社会形成推進基本法とは

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定しています。

廃棄物処理法とは

正式には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的としています。

資源有効利用促進法とは

正式には、資源の有効な利用の促進に関する法律で、リデュース、リユース、リサイクル対策を講じ、循環型経済システムの構築を目指すことを目的としています。

容器包装リサイクル法とは

正式には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する、又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めています。

家電リサイクル法とは

正式には、特定家庭用機器再商品化法で、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けています。

食品リサイクル法とは

正式には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的としています。

建設リサイクル法とは

正式には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

自動車リサイクル法とは

正式には、使用済自動車の再資源化等に関する法律で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担します。

小型家電リサイクル法とは

正式には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されているレアメタル等の再資源化を促進するための法律です。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物処理業等の許可が不要となり、また、市町村からの分別収集した使用済小型電子機器等の引取り要請に応ずる義務が課されます。

グリーン購入法とは

正式には、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律で、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。

第2次
佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成30年（2018年）3月

発行 佐野市

編集 佐野市市民生活部クリーン推進課

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町206-13

TEL 0283-23-8153

FAX 0283-22-3593

E-mail clean@city.sano.lg.jp

URL <http://www.city.sano.lg.jp>



佐野ブランドキャラクター
さのまる